

○「障がい」の表記について

法律名、団体名等固有の名称を除き「障害」は「障がい」と、「害」を「がい」とひらがな表記します。

(例) 障がい者福祉センター、身体障がい者福祉センター など

○委員名の表記について

障がい当事者あるいはそのご家族である委員のプライバシーの保護の観点から、また、委員は団体等を代表としてご参加いただいていることから、発言者の名称には、団体名等を掲載します。

1. 開催日時 令和4年7月14日(木) 14:00~16:00

2. 開催方法 4階S5・6会議室(オンラインと併用)

3. 出席団体名

和洋女子大学(会長)、社会福祉法人なゆた(副会長)、浦安市視覚障害者の会トパーズクラブ  
浦安市聴覚障害者協会、浦安手をつなぐ親の会、社会福祉法人敬心福祉会  
社会福祉法人サンワーク、社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも、社会福祉法人佑啓会  
社会福祉法人千楽、NPO法人ワーカーズコープ、株式会社徳正、浦安市社会福祉協議会  
福祉部長、こども発達センター、教育研究センター

4. 議題

- (1) 令和4年度自立支援協議会について
- (2) 令和4年度以降の実施事業について
- (3) 浦安市障がい者福祉計画策定について
- (4) 日中サービス支援型グループホームの評価について
- (5) 地域生活支援事業(日中一時支援・移動支援)について
- (6) 令和3年度基幹相談支援センター事業報告について
- (7) 令和3年度地域生活支援拠点事業実績について

5. 資料

- 議題(1)資料1 令和4年度浦安市自立支援協議会について  
議題(1)資料2 令和4年度自立支援協議会スケジュール  
議題(1)資料3-1、2 浦安市の課題と解決に向けて  
議題(2)資料 令和4年度以降の実施事業について(障がい福祉関係)  
議題(3)資料 浦安市障がい者福祉計画策定について  
議題(4)資料 日中サービス支援型グループホームの評価について  
議題(5)資料 地域生活支援事業(日中一時支援・移動支援)について

- 議題（6）資料 令和3年度 基幹相談支援センター運営事業 事業報告
- 議題（7）資料1 令和3年度地域生活支援拠点事業実績
- 議題（7）資料2 令和3年度 緊急ショートステイ利用実績
- 議題（6）（7）共通資料 基幹相談支援センター・地域生活支援拠点事業 総括
- 当日参考資料 【概要版】浦安市障がい者福祉計画（令和3年度～令和5年度）

## 6. 議事

事務局：時間になりましたので、始めさせていただきます。

議事に入る前に、会議の進め方について確認させていただきます。

自立支援協議会及び部会は、会議を公開し、議事録もホームページで公開いたします。特に個人情報に係る発言等につきましては、充分なご配慮をお願いします。

なお、議事録には発言者が所属する団体名を記載いたします。

また、ご発言の際にお願いしたいことがございます。

当協議会におきましては、聴覚障がいのある方、視覚障がいのある方が委員として参加されております。ご発言の際は、ゆっくりお話しくださるよう、お願いいたします。進行が速いようでしたら、恐れ入りますが、手話通訳の方よりお知らせください。

Zoomでご参加の方は、ご発言の際には、カメラに向かって挙手または、画面下のチャット機能等をご利用いただき、発言をする旨をお知らせください。会長の「〇〇委員お願いします」の発言のあとに団体名と氏名を述べていただき、その後、発言をお願いします。委員の方や事務局に発言を求める場合は、「〇〇委員にお聞きします」、「事務局にお聞きします」など、発言を求める相手方をお伝えください。なお、発言者以外の方は、原則、マイクをミュートにしてください。

それでははじめに、新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、事務局から、令和4年度の委員の紹介をさせていただきます。

事務局から委員のお名前を順番にお呼びしますので、一言ずつご挨拶をお願いいたします。

自立支援協議会会長は、和洋女子大学です。

会長：今年度もよろしくお願いいたします。

事務局：副会長は、社会福祉法人なゆたです。

社会福祉法人なゆた：今年度もよろしくお願いいたします。

事務局：学識経験者から、千葉商科大学です。

続きまして、当事者団体から、浦安市視覚障害者の会トパーズクラブです。

浦安市視覚障害者の会トパーズクラブ：浦安市視覚障害者の会トパーズクラブです。

事務局：浦安市聴覚障害者協会です。

浦安市聴覚障害者協会：よろしくお願いいたします。

事務局：浦安手をつなぐ親の会です。

浦安手をつなぐ親の会：よろしくお願いいたします。Zoomで参加させていただくので、聞きづらいかもしれませんが、現在62名の会員で、それぞれ知的障がいの親族がおり、活動しています。

よろしくお願いいたします。

事務局：福祉サービス事業者から、社会福祉法人敬心福祉会です。

社会福祉法人敬心福祉会：今年度もよろしくお願いいたします。

事務局：社会福祉法人サンワークです。

社会福祉法人サンワーク：ソーシャルサポートセンターの指定管理者です。よろしくお願いします。

事務局：社会福祉法人パーソナル・アシスタンスともです。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも：今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

事務局：社会福祉法人佑啓会です。

社会福祉法人佑啓会：昨年度に引き続きよろしくお願いいたします。

事務局：社会福祉法人千楽です。

社会福祉法人千楽：本年度もよろしくお願いいたします。

事務局：NPO法人ワーカーズコープです。

NPO法人ワーカーズコープ：就労支援センターを受託させていただいております。今年度からの参加となりますので、よろしくお願いいたします。

事務局：株式会社徳正です。

株式会社徳正：今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

事務局：浦安市社会福祉協議会です。

浦安市社会福祉協議会：よろしくお願いいたします。

事務局：浦安市から、福祉部長です。

福祉部長：今年度4月に異動して参りました。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：こども発達センターです。

こども発達センター：今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

事務局：教育研究センターです。

教育研究センター：どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：本日ご欠席ですが、千葉県立市川特別支援学校。

また、民間企業から、株式会社オリエンタルランドが委員として参加されております。

次に事務局の紹介をさせていただきます。

福祉部次長です。

福祉部次長：4月より次長となりました。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：障がい事業課長です。

障がい事業課長：昨年度に引き続きよろしくお願いいたします。

事務局：障がい福祉課長です。

障がい福祉課長：4月より課長となりました。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：委員の皆様、1年間、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会長からご挨拶をいただき、今後の進行をお願いしたいと思います。

会長、よろしくお願いします。

会長：令和4年度第1回ということで、雨になってしまいましたが、お集まりいただきましてありがとうございます。またZoomでご参加の皆さん、ありがとうございます。本日は議事が非常に立て込んでいるとい

うこともあって、テンポよく進めてまいりたいと思いますので、ご協力よろしく申し上げます。

本日は議題が7件ございます。

まずは、議題1「令和4年度自立支援協議会について」、事務局より説明をお願いします。

事務局：議題1資料1をご覧ください。はじめに資料の訂正がございます。画面に映しておりますが、障害者総合支援法第89条の3項において、「協議会を置くように努めなければならない。」の一文が抜けておりました。大変失礼いたしました。

それでは今年度新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、簡単に自立支援協議会について説明したいと思います。

1. 自立支援協議会の設置については、障害者総合支援法第89条の3項に規定されております。その中で、関係機関等の連携強化や、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うこととされております。

2. 組織です。浦安市の自立支援協議会は「本会」と呼ぶ「自立支援協議会」の下に特定のテーマを話し合う5つの部会を置いております。各部会の目的と主な課題は資料の通りとなっておりますが、令和4年度の議題についてはこの後説明します。

次のページです。各部会のほかに合同部会というものを開催しております。合同部会では、委員の皆様が集まっていただき、地域課題等に関する研修会や講演会等を行います。

次にそれぞれの会議の開催回数です。

自立支援協議会は年4回から5回開催します。5回のうち1回については特定のテーマを設定の上、必要に応じて開催します。各部会は年3回となっておりますが、本人部会のみ年2回の開催となっております。また合同部会は年1回の開催となっております。

3. 自立支援協議会本会と各部会の連携体制についてです。3ページの図をご覧ください。まず自立支援協議会は、各部会等へ協議の依頼を行います。また、各部会から協議内容について報告を受けた上で、フィードバックを行います。

各部会は、協議会の依頼を受けて議論を行うほか、それぞれの課題の解決に向けて協議を行ったり、調査や結果分析を行い、必要に応じて協議会本会に報告・提案等を行います。また、その他に、図で言うところの右側、基幹相談支援センター、多機能拠点、市の受託事業者は必要に応じて各部会に参画して、地域課題を踏まえながら、事業を実施していただいております。また、昨年度から幹事会として各部会のリーダー、サブリーダー、基幹相談支援センターや多機能拠点の事業者は協議会前にお集まりいただいて、会長、副会長に事業内容を報告し、協議会における論点整理を行っております。

4. 報償についてです。協議会は1回あたり会長が9,500円、委員が9,000円となっております。報償の支払いの対象とならない委員は但し書きの通りとなっております。

5. 代理出席です。協議会は代理の方の出席はできませんのでご注意ください。部会については事前に事務局に申請することにより、委員が所属する法人・団体等の会員又は職員が代理人として出席することができます。

6. 会議と議事録の公開です。自立支援協議会の会議と議事録は原則公開とします。ただし、個人情報等に関する議題を扱う場合には、会議の全部または一部を公開しないこととします。各部会も同様ですが、部会の議事録については議事要旨のみ公開しております。

続いて議題1資料2をご覧ください。令和4年度自立支援協議会のスケジュールをお配りしております。自立支援協議会は、全5回となっております。その内1回は必要に応じて開催させていただきますが、会議の1か月くらい前に開催についてのご案内をお送りさせていただきますのでご確認ください。

続いて議題1資料3の1、2をご覧ください。「浦安市の課題と解決に向けて」という資料です。1ページ目は昨年度と同様となっておりますが、本市の課題については令和3年3月に策定した「浦安市障がい者福祉計画」において、示しております。

少子高齢化や世帯の中で様々な課題が複合化、複雑化していく一方、支援する方の担い手不足もあり、支援が困難になるケースが顕著になってきました。また、地域における支えあいの基盤が弱まりつつあることも課題としております。さらに、市の財政状況も新型コロナウイルス感染症が終息しない中で、極めて厳しい状況となっており、事業の見直しや、創意工夫をしながら市民サービスの更なる向上を図る必要がある状況でございます。

2 課題解決に向けてです。図でお示ししている通り、先ほどのような課題に対しまして浦安市では制度の縦割の壁を越えたチーム作りや、自立支援協議会や地域生活支援拠点の活用、また、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を行いながら課題解決に取り組んでいく必要があります。

続いてA3の資料に移ります。

3 令和4年度自立支援協議会についてです。図で示していた浦安市の課題に対して、協議会と部会はその部分をどのように話し合っていくか、また、どのような関係機関と連携していくのかを示しています。まず、真ん中の自立支援協議会ですが、地域課題を整理してその対応について協議するとともに、次期障がい者福祉計画を令和5年度に策定する予定ですが、策定に向けてアンケート調査の内容やその結果などについて協議を行っていきたいと思います。また、この後の議題にもありますが、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点の事業の実施状況、また、日中サービス支援型グループホームの事業実施状況について報告を受け、評価を行うこととなっております。

さらに市町村事業で実施しております、移動支援事業や日中一時支援事業等の課題等について報告を受け協議を行うことを予定しております。こちらについても後ほど議題としております。

次にそれぞれの部会についてです。まず、地域生活支援部会です。令和3年度は、主に障がいのある方の住まいに関する現状を把握するため、「暮らしに関わる実態把握調査」の内容について協議を行ってまいりました。令和4年度では実際に調査を実施し、その結果をもとに利用ニーズに応じたグループホーム等の整備について協議を進めたり、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築にかかわる具体的な取り組みについて協議を行ってまいります。さらに、災害時の要配慮者への避難支援体制についても協議を行ってまいります。

続いて就労支援部会です。令和3年度から新設した部会ということもあり、就労に関する情報共有や

地域課題の洗い出しを行ってまいりました。

令和4年度におきましては「重度障がいのある方の就労について」、「障がい者の就労の場の拡大について」を協議していく予定です。

次に権利擁護部会です。全国的にも課題となっている8050問題について、令和3年度は浦安市の実態把握を目的とした調査の調査内容について協議を行いました。令和4年度においては実際に調査を実施し、結果を分析し、市の相談支援体制についての課題を整理して、その対応について協議を行っていく予定です。

次にこども部会です。市では、主にライフステージごとに子どもに関する情報や支援機関等を記録できるサポートファイルをお配りしているのですが、令和3年度は、その利用状況調査の内容について協議を行いました。

令和4年度においては利用状況調査を実施し、結果をもとに協議を行っていく予定です。また、令和3年度に引き続いて発達に心配のある児童の支援体制等について協議する予定です。

最後に本人部会です。当事者間の情報交換・地域課題の提案を行っていく予定です。

事務局からは以上です。

会長：ありがとうございました。自立支援協議会の位置づけ等についてご案内いただきました。

ただいまの説明について、ご質問やご意見はありますか。

Zoomでご参加の方いかがでしょうか、大丈夫ですか。

随分この2、3年で部会も整理されたり、幹事会も再開され始めたりということで協議会の全体の体制も整ってきたと思っています。皆さんにはご負担もおかけしますが、引き続きよろしくお願ひします。

続きまして、議題2「令和4年度実施事業について」、事務局より説明をお願いします。

事務局：令和4年度以降の実施事業について説明します。

障がい者福祉計画、現行計画を令和3年度から運用しているわけですが、その中で様々な事業があります。

今回説明する事業は市の基本計画に基づく実施計画事業ということで、主に取り組んでいくべき事業と、併せて新たな取り組みをしている事業となります。

1 障がい者グループホーム施設整備事業は、令和2年11月に東野パティオ内にグループホームを19床整備した中で、通過型と位置付けて、長期間入居できないということで整備しています。現状、浦安市内に114床分グループホームを整備していますが、課題として15から16床常時空きがある状態です。こういう状況で、グループホーム待機者についても50名前後いるような状況で、その中でも区分4以上の方が半分、25名程度います。このような状況を踏まえて、障がいのある方の特性や重度の障がいのある方の利用ニーズに即したグループホームの整備が必要だということで、今後民間事業者の活用を図りながらグループホームの整備の促進を図ってきたいという事業となっています。

次に2 障がい者等歯科診療体制の整備について。市内に歯科診療所は複数ありますが、重度の障がいのある方、行動障がいのある方が歯の治療を拒否されたり、診察に結びつかないという課題がありま

した。

そのような状況を踏まえて、市は令和4年1月8日、健康センター内に障がい者等歯科診療所、愛称「ひだまり」を開所しました。その中で事業を進めています。今後もこどものうちから歯科検診とか、歯科治療に慣れていただくように積極的に周知啓発を図って、場合によっては市内の児童発達支援、放課後等デイサービスの事業者とも連携して事業を進めていきたいと考えています。

次に3 重度障がい者等就業支援特別事業です。こちらは令和3年9月から行っている事業です。内容は企業が重度障がいのある方を雇用するにあたり、職場で介護が必要な場合、ヘルパーを社内でつけていただいて、必要に応じて身体介護などを行っていただくという事業です。

昨年度始めたばかりということや、事業者に浸透していないということもあり、まだ実績が上がっていないので、今後積極的に周知啓発を行っていくことを考えております。

次に4 重度訪問介護利用者大学就学支援事業です。

こちらは重度訪問介護、身体に重度の障がいがある方が対象となります。対象の方が、学校、大学に就学するために必要な学校内での身体介護とか、行くまでの通学支援がこの事業になります。こちらは令和3年7月から実施していますが、最近、当事者の方、参入を希望する事業所が出てきましたので、積極的に進めていきたいと考えております。

次に5 高齢者や障がい者等へのデジタル機器活用方法の習得支援です。これは視覚に障がいのある方を対象に、画面読み上げパソコンを用いて、基本的な操作方法やメールの送受信を行えるようになるための講習会を毎年夏から秋に実施しています。この事業を引き続き実施していくとともに、令和3年度から、総務省の「利用者向けデジタル活用支援（支援推進）事業」が創設されて、この補助事業を活用して、高齢者、視覚に障がいのある方のパソコン操作の講習会、相談会を実施する事業があります。これを受けて市内の一部の事業所も参入を図っておりまして、令和4年度以降もこの事業を続けていきたいということです。

次にその他実施事業です。1 運営事業者の公募・選定ということで、東野パティオにある身体障がい者福祉センター、ソーシャルサポートセンター、発達障がい者等地域活動支援センターの指定管理施設が契約期間満了となります。今年度、令和4年度に令和5年度から運営する運営事業者の公募、選定をします。

次に2 障がい者等日常生活用具給付等事業です。令和3年度からの事業で、電気が使えなくなった時、特に医療的ケア、喀痰吸引や人工呼吸器を使う方の命に直結するような重大なことになります。それを踏まえて昨年度から日常生活用具の中にポータブル電源等を追加して、基準額が上限額8万円ということで運用を開始しております。令和3年度は11名の方からの申請がありました。

最後に、3 補装具判定会場における浦安会場の追加です。補装具といいますと補聴器、車いす、義足などがあたりますが、新規の方は千葉市緑区にある千葉県障害者相談センターに出向いて判定を受ける必要がありました。団体の皆様、当事者の方から、身体の不自由な方が公共交通機関を使って行くというのはかなり大変だという意見もありましたので、令和3年10月から、月1回ですが高洲にあるタムス



浦安病院で、毎月第3火曜日の午後に判定を受けられる環境整備を行いました。

実施計画事業については以上となります。

会長：ありがとうございました。大きな事業から小さな事業まで丁寧にやられていると感じました。

ただいまの説明について、ご質問やご意見はありますか。

浦安手をつなぐ親の会：すみません、よろしいでしょうか。

会長：浦安手をつなぐ親の会、どうぞ。

浦安手をつなぐ親の会：説明ありがとうございました。グループホームについてお伺いしたいのですが、現在114床ある中で、空きが常時15、6床あるという状態の一方、待機者の方がおられて、区分4が25名いらっしゃるということですが、空きがあるにも関わらず待機者がいるのは条件が合わないの入れないということでしょうか。

よろしく願いいたします。

事務局：ご質問にお答えします。おっしゃる通り、待機に回っているのですが、自分に合うグループホームが無いというのが主な理由です。具体的には身体に障がいのある方が、グループホームの順番が回ってきても、対応したグループホームがなかったり、区分4以上で行動障がいがあるような方、他害や自傷行為があるような方については、順番が回ってきても職員体制とか支援体制の問題で入居ができないということがありまして、グループホームは計画以上に整備しているのですが、待機者がいるにも関わらず空きがある状況です。

中軽度の方のグループホームはどんどんできていく状況を踏まえて、今年度からグループホームを整備した際の補助金に条件をつけて、整備した事業者のうち、重度、区分4以上の方を4分の1以上サポートしていただいた場合について、補助金をお出しする仕組みに変更しています。また、このあとの議題でも説明しますが、ミスマッチが起きておりますので、時間をかけてニーズ調査を行いたいと思っております。

浦安手をつなぐ親の会：よくわかりました。ありがとうございます。

会長：ありがとうございます。グループホームの重度の身体障がい、行動障がい対応はどの地域でも問題になっているところではあると思いますが、特に浦安市の土地が少ないという特性もあって、とても難渋しているのかなと思います。

その他ありますか。

私からですが、関連して、国立のぞみの園では非常に激しい自傷、他害のある強度行動障がいの方をお預かりして、原因追及も含めてどんな環境を整備したらおさまるのか、支援の仕方がある程度確立してからまた帰すという取り組みをしています。そういうところが必要なのかなということ、のぞみの園の方もおっしゃっていましたが、のぞみの園でできたけれど、同じ面積がそこで確保できるか、同じ構造化ができるか、そういった問題が帰した後も多々あるということで、100パーセント上手くいくということではありませんが、自傷、他害、特に強度行動障がいについては支援者のスキルを上げていくしかないだろうと思っています。一方で身体障がいの場合は面積、作りの部分が大きいので、いかんと

もしいたいところもあります。

民間で支援者のスキルアップを図っていくのも重要だと思います。そのあたりについて市からコメントはありますか。

事務局：支援者側のスキルアップの重要性は痛感しております、取り組みはまだできていませんが、地域生活支援拠点の取り組みの中で、多機能拠点で社会福祉法人佑啓会が行動障がいの方のサポートをされていますので、そういったことを活用して、講習会であるとか研修会を実践的なものも含めてできないかと、勝手にですが考えているところです。

会長：ありがとうございます。

社会福祉法人佑啓会、いかがですか。

社会福祉法人佑啓会：会長がおっしゃるように強度行動障がいは皆が同じように支援できるかという難しい問題で、個別的な話ですが、当法人で強度行動障がいの方に特化した建物を作って、17、8人の方が入っていますが、そこに集まっているからといってそれがいい環境かといえば別問題ですし、色々な特性がある方たちなので本当に難しいと思っています。

何が言いたいかという一度環境を含めてそういうものを浦安の方たちに見てもらっただけでも違うのかなと思いますし、イメージがわくんじゃないかと思います。

先ほどの事務局の発言を受けて思った次第です。

一度そういった実態を見る、知るとというのが大事ではないかと思います。

以上です。

会長：ありがとうございます。そういった見学会を含めた講習会、研修会を企画していただきたいと思います。

社会福祉法人千楽、行動障がいについてどういった研修をしたらいいかなど、何かありますか。

社会福祉法人千楽：具体的ではないですが、千楽で取り組んでいることとしては、去年行動援護の研修会を自前で行いました。千楽では通所の方の余暇支援だとか、あとは人材の育成に尽きるなというのは思います。学生のアルバイトがいますので、現場、生活介護もそうですが、日中一時とか、最近だと去年オープンした短期入所でも他では預かれないような方がいらっしゃいますので、若い力を育成していくことはしています。まだ足りない部分はありますが、皆さんのお知恵も拝借しながらやっていきたいと思っています。

会長：ありがとうございます。これからという部分もありますが、行動援護の研修というのはまさに強度行動障がいに特化した研修でもあるので、行動援護ヘルパーにならなくても、そういった方を受けられる可能性がある事業所は研修を受けていただくといいのかと思います。

ありがとうございます。

そのほかありますか。次の議題に行ってもよろしいでしょうか。

Zoomの皆さんもよろしいですか。

続きまして、議題3「浦安市障がい者福祉計画策定について」、事務局より説明をお願いします。

事務局：議題3資料をご覧ください。委員の皆さん、令和2年度に計画を作る際にご協力いただいた方が多い

と思いますが、今回初めての方もいらっしゃると思いますので、詳細について説明します。まず、浦安市障がい者福祉計画について、目的としては、市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための分野別計画、例えばこどもの計画とか地域福祉計画、高齢者計画、介護保険の事業計画、色々な計画がありますが、その中の分野別計画として障がい者福祉計画があるわけです。今の計画期間が令和3年度から5年度ということで、来年度が終わりになりますので、満了ということで、今年度基礎調査をやって、令和5年度にその結果を踏まえて計画を作っていくということ、次期計画期間は令和6年度から令和8年度を考えております。

2 法的根拠です。現行の浦安市障がい者福祉計画は、第1編と第2編、二つの分野で構成しております。第1編では、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」を、第2編では、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」と、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定しております。

具体的には第1編「市町村障害者計画」においては市における障がい者の状況等を踏まえて、障がい者のための施策に関する基本的な計画になります。

今日配布した概要版の4ページ、5ページ目が障害者計画になります。国の基本指針でこういう内容を盛り込みなさいとなっておりますので、浦安市の場合もそれに基づいて理解と交流、地域生活支援事業を含めた地域生活支援拠点、そういう部分の充実。保健・医療の充実、障がい児も含めこどもへの支援の充実、雇用・生活環境の整備、自立と社会参加の促進ということでそれぞれ施策を打ち立てて事業を推進している状況です。

概要版6ページ、7ページは「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」です。具体的な数値の目標、3年間どれくらい利用ニーズがあって、ニーズに対応するためにどれくらいの量を整備していくのかという計画になっております。

こういった計画を2本策定しているわけですが、元の資料に戻っていただいて、3 計画期間をご覧ください。図にあるように、令和3年度に障害者計画と障害福祉計画、障害児福祉計画を策定したわけですが、第1編障害者計画については全国一緒ですが6年間の計画になっております。今回、令和5年度に障害者計画の策定にあたっては、この第1編 障害者計画の見直しを行うのと、あわせて第2編の障害福祉計画及び障害児福祉計画を令和6年度から8年度の3か年の数値目標を立てていく作業が必要となってきます。

4 第7期障害福祉計画等策定に係る基本指針です。令和4年度末に、国の方から具体的な基本指針が示されると思います。前回は地域生活支援拠点の機能の充実を図りなさいとか、精神に障がいのある方にも対応した地域包括ケアシステムの構築を図っていくなさいというものが国の基本指針として示されておりました。令和4年度、今年度末にまた新たなものなのか、これをさらに充実させたものなのか、指針が出ますので、それを受けて令和5年度から策定していくというスケジュールになります。

5 令和3年地方分権改革に関する提案募集に対する対応です。簡単に言うと毎年見直しして、調査して検証するという作業があって、複数の市町村から計画期間をもう少し延ばせないかという意見を受

けて、国でも今後、社会福祉審議会での議論を踏まえて、令和4年度中に方向性が示されるのではないかとことです。また国から通知がありましたら自立支援協議会で報告します。

6 計画策定の取り組み及びスケジュールです。令和4年度については、障がい福祉サービスに対する意向調査とか、暮らしに関わる実態調査、先ほどグループホームでミスマッチが起きているという話もありましたので、待機者、東野パティオのグループホームに入居されている方、潜在的ニーズとして、市内のグループホームがこういう状況なら手を上げられない、待機にも回れないという方もいらっしゃるんじゃないかというところもあるので、調査をしていきたいということです。あとは事業所向けアンケートと、今月から進めております団体ヒアリングをやってきたいと思います。

令和5年度については、年度早々障がい者福祉計画策定委員会を設置して協議を進めていきたいと思っています。また、現行計画の進捗状況の確認と評価も行ってまいります。

アンケートについては、令和2年度に行ったものと同様になります。市内に障がい者全数で6,000人くらいの方がいらっしゃるのですが、今回障害者計画は中間見直しになりますので、無作為抽出の2,000人くらいのサンプルで実施したいと考えています。

以上です。

会長：ありがとうございます。ただいまの説明について、ご質問やご意見はありますか。

計画についてですが、もう3年で中間見直しということで慌ただしいですね。アンケートですが今般は特に暮らしの場というところに焦点を当てるといことですね。全体的な方向性としてはみなさんよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

Zoomの皆さんも大丈夫でしょうか。

アンケートの中身についてはまたこちらで議論して詳細を詰めていくと思いますので、よろしく願います。

続きまして、議題4「日中サービス支援型グループホームの評価について」、事務局より説明をお願いします。

事務局：議題4資料をご覧ください。日中サービス支援型グループホームについてということで、ご存知の委員の方も多いと思いますが、基本的に重度の障がいの方等が日中、身体介護とか介護を受けながら過ごすことができるグループホームというのが大前提になります。日中サービス支援型グループホームは現在市内に1か所ありまして、東野パティオにあるグループホームになります。なぜこの自立支援協議会で評価を行うかですが、国の指定基準の213条10項に日中サービス支援型グループホームについては年1回このような自立支援協議会で事業報告を行って評価を受けることと規定されています。そのため今回取り上げております。

昨年度の委員の皆様はまたかと思われるかもしれませんが、前年度の最終回で評価表をお示した経緯があります。その後、複数の委員から記載内容が薄くて評価しにくいという意見をいただきまして、改めて運営事業者側と調整をして評価シートを作成しました。時間もありませんでしたので、令和3年度

末に委員の皆様へメールでお送りして、評価をいただき、まとめたものが資料になります。ご覧になればわかりますが、大きなところだと2 利用者状況(1)、障害支援区分の表、区分4以上6までの方が15人いらっしゃるということで、利用定員の半数以上は重度の障がいのある方の受け入れを行っているということです。事業者の自己評価欄を見ていただくと、生活環境の調整を行うとともに、初めて親元から離れて生活する方が多いということで、入居当初は不穏になって、支援者側の支援、見守りも大変だったということですが、生活に慣れるにしたがって生活スキルを高めることができたという報告を受けております。また、2 利用者状況(2)、日中サービス支援型であるために、日中、休日を含めて常時支援体制が確保されていることが必要となる。必須なわけですが、こちらのグループホームについては常時世話人や生活支援員を2名以上配置して、ナースコールの対応を行ったということです。令和4年度以降の運営事業者の取組としては、通過型グループホームということもあり、退去後の生活を考えるためにある程度、到達目標と支援計画をしっかりと作成して、今後地域で生活していくためのスキルを高めるために、きめ細やかな支援を行ってきたいと自己評価をいただいております。

また今後も緊急時の受け入れも行えるよう、生活支援員等を昼夜を問わず基準以上に配置していきたいということです。運営事業者側からこのような自己評価をして、自立支援協議会の委員の皆様からは、1 ページ目の要望・助言・評価を見ていただきたいのですが、協議会の意見としては、このグループホームは、障害支援区分4以上の方を15人受け入れて、また通過型のグループホームとして運営している。今後も住み慣れた地域で安心して暮らせるように、今後も相談支援事業所や他のグループホームなどと連携を図りながら、支援を進めてくださいと評価をいただいております。

次に2 ページ目3 運営方針(1)です。事業目標としては入居者の方の人格を尊重して、入居者の立場に立ったグループホームの提供に努めるということと、あわせて入居者に対して適切かつ効果的にグループホームを提供していきたいという目標を立てています。これを踏まえて令和3年度の自己評価については、日中サービス支援型グループホームと併設の短期入所を基本としつつ、緊急時支援、ヘルプコールに対応できるように実施したということで、実際に令和3年度の緊急時支援事業の対応件数については68人の方をこちらのグループホーム、短期入所で対応しました。

令和4年度の取り組みですが、最後のところ、一部新型コロナウイルスの関係で、体験利用をされる方が少なかったことから、致し方ないことではありますが、体験利用に対応できるよう居室の稼働率を上げていきたいと運営事業者が目標として設定しています。

こういう運営方針をもとに自立支援協議会としても、2 ページ目、障がい者の地域移行を推進するためには、住まいの場の確保が必要となること、そのためには、グループホームの体験利用ができる場として、積極的な受け入れを行っていただきたいという意見をいただいております。

あと、6 ページ目以降については国の基準に基づき適正に運営しているということで、運営事業者側が自己評価しています。これについては自立支援協議会からは特段意見は出ていないということで、説明は割愛します。以上です。

会長：ありがとうございました。

ただいまの説明について、ご質問やご意見はありますか。

日中サービス支援型グループホームの自立支援協議会での評価というのが今回初めてだったのですが、前回私もですが、皆様方もそうじゃないかと思ったのは、浦安市の場合はたまたま拠点のグループホームがこれに該当し、浦安市の中で1か所のみということであったことから、どうも我々は拠点への評価と一緒にしていたんじゃないかと、振り返ると思います。詳細な報告書を作っただいて本当にありがとうございます。国として、日中サービス支援型グループホームを毎年評価しなさいとする意図ですが、おそらく、そもそもグループホームは夜の住まいの場として、日中は他の事業所、日中活動の場に行く、あるいは就職している人は就労の場に行くということで、夜間と日中活動を切り分けて、生活する方を元々想定して設計していたんだけど、グループホームの制度が進んで行って、新しい施設は作らないようにしようとなると、どうしても重度の方がグループホームに入居するケースが全国的にも増えていったんです。そういうことがあるので、日中活動の場に出ていくことができないような重度の方もグループホームにお住いになるケースがあるということが明らかになってきて、日中サービス支援型グループホームというのができたんですね。定員数も特例的に増えていて、ふる里学舎も19人ということで、グループホームとしては大規模になっている。重度の方を受け入れる想定なので、ある程度集約しないと職員の方もちらばっていると大変ということがあるので、日中サービス支援型グループホームは重度の方を想定、なので大人数も可とする、という流れがあつて。

でもグループホームをこれまで推進してきた方々にとってはグループホームは小規模で家庭的な雰囲気のものなのに、こんなに大規模にしてしまったら、これはもう小規模施設ではないか、施設をつくるのか、という反発があつたわけです。なので、小規模施設ではなく、ちゃんと個別の生活も確保しながら、グループホームとしての機能をきちんと達成して、更には緊急時の一時的な預かり、短期入所も併設するという事で地域への貢献もしているというのが日中サービス支援型グループホームが地域の重度の障がいのある方の住まいの場として、あるいは緊急の一時避難の場として存在していると、そういう場にちゃんとなっていますかという視点の評価をすればよかったのかなと思っております。なので、次回からはそういった視点で評価をすれば良く、もうちょっとざっくりとした報告でも中身としては十分なのかなと私の中では思い直しております。

今のような経緯、あるいは評価の視点、次年度からもう少し簡略化してはどうか、私からの提案にはなるのですが、この件でどなたかご意見ありますか。

社会福祉法人佑啓会はずいしております。

おおむね賛成していただけますか、ありがとうございます。

そうしましたら次年度からの作りは事務局と調整して、評価の視点についてしっかりとみていきたいと思えます。

続きまして、議題5「地域生活支援事業について」、事務局より説明をお願いします。

事務局：議題5資料をご覧ください。

まず現状、背景ですが、平成18年に障害者総合支援法の前身の障害者自立支援法が施行されたわけで

すが、その時期に浦安市では、障がいのある方を日常的に支援、介護している家族の一時的な休息をはかるために、平成18年10月から日中一時支援事業を実施しています。

その後、平成19年4月からは、障がいのある方の円滑な外出を支援するための、移動支援事業を実施しています。地域生活支援事業はある程度市町村の創意工夫で事業を実施できるということで、状況を踏まえてこの2事業、移動支援事業は必須事業ではありますが、内容を検討しながら実施しています。

このような中で、障害者自立支援法、今は障害者総合支援法になっていますが、施行から14年が経過したということで、全国の障害福祉サービス等の利用者が現状約120万人ということと、国の予算額は約1.6兆円ということで、それぞれ当時から比べると約3倍に増加しているということで、障がいのある方の支援体制は年々増加、拡大傾向にあります。

国の方でも新たなニーズ、障がいのある方の重度化・高齢化や、精神障がいのある方の支援や医療的ケアのある方の支援体制、様々な利用ニーズに対応するため、令和3年度に報酬改定等の見直しを行った経緯があります。

浦安市の現状もご覧いただきたいのですが、資料3ページ目の7 利用者・給付額（参考）、日中一時支援事業は、平成21年度、実人数180人でした。最新が令和元年度で恐縮ですが、388の方が利用されたということで、約2.2倍増となっております。給付費についても平成21年度は3,623万4千円でしたが、令和元年度は2億7,558万4千円ということでこちらは7.6倍増となっております。

下の段、移動を見ていただきたいのですが、平成21年度179人の方が利用されたということで、令和元年については458人の方が利用されて2.6倍増となっております。

給付費についても、4,912万5千円だったのが、令和元年度1億7,789万4千円ということで約3.6倍、だいたい国と同じくらいような傾向、2倍、3倍、4倍の利用者と給付費も膨らんでいるという現状です。

こういう状況の中で、14、5年この事業を実施する中で、市でも一律の給付費で表に示した通り1時間につき、例えば日中一時支援事業であれば、短期入所事業所が同一施設内で事業を行う場合、障害支援区分1・2の方をサポートした場合、1時間につき480円、その下の上記以外の場合、障害支援区分1・2の方をサポートした場合、1時間につき1,620円ということで、浦安市では現在上記以外の場合で給付費が支払われている状況です。

次に2ページ目、(2) 移動支援事業です。障がいのある方の外出支援事業です。また、表を見ていただきたいのですが、利用者さんが身体介護を伴うかどうかにもよりますが、身体介護を伴う場合は1時間まで4,000円、身体介護を伴わない場合は1時間まで2,400円ということで給付費が発生しています。これは事業を始めた時から同じ給付額で運用しています。これについては自立支援協議会以前の協議会でも様々な意見が出ておりまして、例えば一部の事業所ですがヘルパーを夜間、早朝に派遣すると割増がつくが、現行の制度では一律である、それはどうなのか。また、移動支援は浦安市では現在個別支援ですが、市町村によってはグループ支援型ということで一人の移動支援のヘルパーが何人かの障がいのある方をみて、公園などに外出するというをやっているの、取り入れてはどうか。給付費もそう

ですがそういった運用面のご意見もいただいています。それらを踏まえて、今まで大きくは行いませんでしたが、今年度利用者さんに対してニーズ調査をすることを考えています。

障がい福祉課が利用の支給決定や、利用のニーズをキャッチしている部署になりますので、こちらがアンケートを行います。今からその障がい福祉課より説明いたします。

事務局：障がい福祉課です。障がい事業課の説明にもありましたが、地域生活支援事業は地域の特性に合わせて作っていくものであることと、医療的ケアも含めた様々なニーズに応えていくことが重要と考えておりますので、そういった考えをもとにアンケートを実施します。

資料2ページ下段、想定されている調査対象者は日中一時支援389名、移動支援412名の実際に利用されている方です。3ページに一部調査項目を載せております。満足度、反対に満足していない部分が抽出できるようなアンケートを考えております。また事業所側から見てくる利用者の声だったり運営側の話、双方から聞いていきたいと思えます。事業所に確認したいは今後の日中一時支援事業所としての事業展開です。日中一時とあわせて法定サービス、例えば放課後等デイサービスや、児童発達支援、18歳以上の障がい者の方であれば生活介護を同時にやっている事業所と、やっていない事業所がありますので、浦安市で事業展開することについて、色々な視点で見していきたいと思えます。

実施方法ですが、書面に記載していただくことが今まで浦安市の障がい福祉分野では多いのですが、今年はいろいろな調査がありますので、回答する方の負担を減らすということでWEBアンケート調査の導入を考えております。イメージとしてはスマートフォンでQRコードを読み取っていただいて、一つずつ答えて進んでいくものです。こういった形式が可能と考えておりますので、負担を減らす方法として考えております。

調査実施時期は年内には実施したいと考えております。

回答していただく当事者のデータは障がい福祉課が持っておりますので、障がい事業課と意見交換しながら進めてまいります。以上です。

会長：ご説明ありがとうございました。

日中一時支援事業と移動支援事業ということでしたが、ただいまの説明について、ご質問やご意見はありますか。

こども発達センター、お願いします。

こども発達センター：日中一時支援は私ども児童発達支援とあわせて利用される方が非常に増えてきたと感じています。他市の児童発達センターとの意見交換でも出ているのですが、他のサービスとの接続、例えば児童発達を利用した後に日中一時支援を利用したいという方が非常に増えているのですが、その中で資料の中の日中一時支援の目的、家族の一時的な休息とありますが、実態からするとちょっとかけ離れた利用の仕方が増えていると感じています。今回その辺も踏まえて調査するとのことですので、できればどういった利用目的で利用されているか、あるいは今回対象が利用されている方とありますが、利用目的を見て利用をあきらめている方とか、本当は使いたいけど違うのかなと思って使えていない方もいらっしゃるのかなと思えますと、そういった潜在的ニーズも拾っていただければと思えます。



それから提供する事業所に対しても、提供していないけれど関係している、接続している事業所の意見も、アンケートでなくてもいいですが、何か聞き取ることができたらいいなと思います。

以上です。

会長：とても良い視点の意見ありがとうございます。そのほかありますか。

移動支援について、グループ支援をやっていないんですね、やっているものだと思っていたので。公園に連れていく、夏だったらプールに連れていくとか、一人に一人つけると支援者が足りなくなるので、事業所としても人手を効率的に使うという意味でも、進めるべきなのかなと思います。

それで、調査をするということで、市の支出を減らすということだけではなくて、効率的な、あるいは目的にかなった事業として、単価の作り方も含めて見直しをされると思いますが、本来あるべき姿として二つの事業がよりよくなるためのアンケートだと理解しましたので、よろしくお願いします。

皆様よろしいですか。ありがとうございます。

続きまして、議題6「令和3年度基幹相談支援センター事業実績について」、社会福祉法人パーソナル・アシスタンスともより説明をお願いします。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも：議題6資料をご覧ください。限られた時間ですので簡単に説明したいと思います。

まず統計・実績の報告です。

昨年度実人数280人の方に対応させていただきました。その半数が初めて基幹相談支援センターにつながった方ということで、基本相談の割合が多くなっております。

年齢内訳は10代から30代の方で半分、40代から50代の方で半分という構成になっております。

種別の割合で見えていきますと、昨年度の特徴としては精神障がいの方への支援が増加しているということと、障がい者手帳を未取得の方、障がいがあるかわからない、何かしら障がいがあるのではないかなというご相談の方が増えております。

対応時間の内訳ですが、基幹相談支援センターの窓口対応時間が月～金の午前9時から午後7時、土曜日が午前9時から午後5時です。時間外で稼働、対応したのが全体の8.5パーセントということで、内容としては、新型コロナウイルスの感染状況に関連して、ご本人の考えでワクチン接種を拒否しているが熱が出てしまったので感染したのではないかと不安で、メンタル的にも不調になって、ご家族もその影響を受けているというもの。浦安警察とのやりとり、精神障がいがある方の夜間対応で千葉県庁とのやり取り等も発生しております。また多機能拠点との協働ということで緊急対応を一緒に行うこともありました。

統計から見える特徴は以上です。

次に令和3年度の個別相談事例の特徴をまとめました。5点ありますが、まずは権利擁護部会とも関係する①世帯構成が7040から9060の事例が39事例ということで、支援導入を試みている方、福祉サービス利用につながってうまく支援がすすんだ事例、強制入院から精神科医療につながって入院を経て福祉サービスにつながった方、また保護者の方からの相談を受けてまだご本人に会えていない事例など様々な

状況にあります。委託相談支援事業所と協力しながら進めております。

また、②ひきこもりの状態にある方たち51事例ありました。社会との接点がない、また障害福祉サービスの利用がないなど、ひきこもりの状態というのは資料に定義してある通りですが、基本的には何らかの社会的所属がなく、福祉的サービスにつながっていない方です。家族からの相談を受けているも進行中の事例がほとんどですが、ご本人にアプローチするのが難しい事例が多く、福祉サービスや医療につながった事例などありますが、なかなか難しいと実感しながら日々地道な取り組みを続けている状況です。

③セルフネグレクトの状態にあると考える事例は、セルフネグレクトと認定された事例や、認定にはなっていないけれどもなんとか難病医療につながった事例、ご本人に会うことができたり、また会うことができず上手く支援を展開できなかった事例など、様々ですが、我々の印象に残る事例が多くありました。

④重度の障がいのある方の単身生活支援の事例は、基幹相談で長く伴走させていただいている個別のケースの対応となります。

⑤医療観察法下の事例については、障がい福祉課の依頼を受けて、計画相談を対応しています。

基幹が主として個別のケースを担当したものの特徴は以上です。

後方支援となりますと実人数で36人の方を対応しました。地域の相談支援事業所が計画相談を担当して、その相談員を支援することで利用者さんを間接的に支援するという形になります。特徴としては延べ件数が多く、昨年度比2.5倍となりましたので、基幹相談が本来担うべき役割が地域に浸透してきている、出口支援会議、拠点会議とあいまって基幹ならではの動き方、支援が増えているということだと思います。

3 ページ目は研修、事例検討会、地域の皆さんに向けて行った取り組みです。

最後に、5 令和3年度の取り組みから見える地域課題について報告したいと思います。

課題1は今日の会議でも事務局、会長からありましたが、端的に言うと人的資源、居住資源の不足から、浦安での生活を維持することができない。それが地域の課題としてある。どんな方たちかというと、1 重度の身体障害がある方、また4 医療的なケア、行動障害がある方たち。身体障がいの中では難病の方が支援の対象者として増えてきていると感じていて、お子さんだけでなく成人の方で医療的ケアがある方たちの病状進行に伴う対応も私たちが進めていかなければならないことかなと思っております。更に難しくしているのが浦安市の場合相場的に高額な家賃、会長のおっしゃる通り、障がい特性上、居住面積が必要なのに単身用住居すら見つけられる環境下ではない。身体障がいの方には非常に大きな課題だと感じています。あとは重度の行動障がいのある方たち、医療的ケアのある方の暮らしの場というところも人的体制、看護体制、居室のスペース、色々あって社会的資源を整えるのが難しい中で、さらに上乗せして人的資源の不足があるという状況にあるかと思えます。

会議の前段で事務局がお話ししたのと同じことを現場感として持っております。

最後5 ページ目、相談支援専門員の不足も課題としてあります。委託の相談支援事業所も計画を担当

してケースが増えていくばかりで、なかなか基本相談に割ける時間にも限界があるということで、相談支援専門員を増やしていかなければならない。またセルフプランの増加は浦安市としては避けていきたいという意向もありますので、人材の確保と育成が相談支援の領域でも課題になっていると思います。

そんな中で、基幹相談支援センターで事例検討をすると、重度障がいのある方の住まいや人材不足があげられていますので、相談員も利用者さんが本来望む暮らしをどう意思決定支援し、また決定された意思を実現していけばいいのかということへの悩みや葛藤が多く語られています。

もう一つが課題2 ひきこもり状態にある方、10代で家族と対立構造にあるこどもたち、またその予備軍の方たちの支援に向けての連携の仕組みを市内で整備していければいいなと思っています。難しいケースにもなりますので、支援ノウハウの共有や社会資源活用の実践例も、医療、教育と福祉が連携して体系的に学べる場ができるといいのではないかと感じています。

以上です。

会長：ありがとうございます。

基幹相談としての事業の実績と、見えてくる課題もあわせてご説明いただいたと思います。ただいまの説明について、ご質問やご意見はありますか。

特にありませんか。

この課題の抽出、あるいは書き下した問題点も具体的ですごくわかりやすい、伝わりやすいものになっていると思ったのですが、どれもすごく重くてすぐに解決できない、でもどの地域でも同じ共通の課題だと思います。そういった意味で、問題が複雑、多岐にわたっていて、重層的な支援と言われていますが、色々なところと絡みながら、解決に向けて一歩ずつでも進めていかなければいけない、そういう時代になってきたのかなと、改めて思いました。

地域の相談支援に関しても、基幹相談が育っていくにしたがって育っていくのだろうと思ひまして、そうなる浦安市の状況も見てはいたのですが、絶対数が足りなくなっているということもあるので、どうしていこうということも含めて、個別にまたお話しさせていただければと思います。

他の方はよろしいですか。

続きまして、議題7「令和3年度地域生活支援拠点事業実績について」、事務局、社会福祉法人パーソナル・アシスタンスととも社会福祉法人佑啓会より説明をお願いします。

事務局：拠点の事業実績について、登録者状況等を報告します。資料は議題7資料をご覧ください。

地域生活支援拠点についてはこれまでも自立支援協議会で協議させていただいております。

拠点についてはこれまでも説明しておりますが、障がいのある方の重度化、高齢化や親亡き後に備えるとともに様々な障がい特性をお持ちの障がいのある方の生活を地域全体で支える提供体制を構築するための機能を整えていくのが重要となっております。またその中で地域生活における生活の安心感をしっかりと確保する機能を備えるということと、現在入所されている方や病院、親もと、グループホームに住んでいらっしゃる方が一人暮らし、また入所入院からグループホームにといった方の生活の場の移行を進めていくための地域生活の移行、継続の支援というところが必要となっております。登録の状況は

資料にある通りです。令和4年3月31日時点になりますが、市内事業所数が214、内訳は表のとおりですが、このうち55事業所の拠点の登録をさせていただいております。

内訳についても記載の通りですが、約26パーセントが登録となっております。登録事業所は増えていくところですが、居宅系の中でも特に訪問介護、ホームヘルパーを派遣する事業所は登録が進んでいない傾向にありますので、引き続き、事業所の登録参加を呼び掛けていきたいと思っております。

また登録事業所、5つの担う機能、下に記載しておりますが、相談機能、緊急時受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保養成、地域の体制づくりというところでそれぞれの機能を担っていただいているところです。

以上です。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも：資料6・7ということで、総括を事務局がしたものがありますが、主に見ていただきたいのは議題7資料2 令和3年度 緊急ショートステイ利用実績、1 多機能拠点、2 面的整備（民間）というところですが、相談支援、コーディネーターとしての立場からの総括としては、今期特に佑啓会と力を入れたのが緊急ショートからの出口支援会議ということで、緊急ショートを利用して原則72時間以内に当該緊急ショートの処遇とその後の対応方針について検討するというものを必ずやりましょうと、地域の相談支援事業所にも繰り返しお願いをしました。実務者会議でもそうですし、個別のスーパービジョンでもそうです。出口支援会議をきっかけに地域の相談支援事業所の皆さんとつながっていくということと、社会資源情報の共有やスキルの共有ということで、この出口支援会議が1回で終わるということにはほぼなくて、そのあと断続的に支援方針が固まるまで、つまりサービス提供のメンバーが固まって、サービス担当者会議に移行できるまで、我々の言葉でいう拠点会議を開催してフォローアップしてきたのが今年度の特筆すべき取り組みかと思っております。その取り組みを佑啓会と一緒にやって、そこに相談事業者の相談支援専門員にも入っていただいて、時にはサービス提供事業者にも入っていただいて、一人の人の支援をみんなで考えるという基盤というか風土づくりを意識して取り組んできたというのが私共からの報告になるかと思っております。

社会福祉法人佑啓会：社会福祉法人パーソナル・アシスタンスともからお話がありましたように、緊急ショートステイ利用実績の表について、受け手側からの説明をさせていただきます。緊急ショート、やはり緊急ですので、いついかなる状況でどんな方が来るかわからないというのが正直なところです。表のところに支給と契約とあって×がついているのですが、これはご連絡をいただいたときに短期入所で受け入れるという形なのですが、短期入所の支給を受けていないとか、もちろん私どもの事業所と契約していないという方がたくさん来ますので、私たちとしてもはじめましての方が、これだけいます。また、傾向としては知的障がいの方だと親御さんが転ばぬ先の杖ということで支給を受けていたり、契約をしているのですが、地域にお住いの身体障がいの方、精神障がいの方はそこに至るぎりぎりまで何もしないで来た方が多いなという印象を受けています。ただそういう新規の方も何も情報がない方は我々も支援が難しいので、障がい福祉課や事業課が持っている情報を手繰り寄せてさかのぼっていくと何年前に基幹相談支援センターにお世話になっていた方だとか、そういったところから情報を手繰り寄せて行っ

て、支援にあたると。先ほど社会福祉法人パーソナル・アシスタンスともからもあったように72時間以内に関係者が集まる、これは緊急で受ける側にとってはとても大きな安心の担保になるわけです。だから受けられると。いつまでこれが続くのだろうというのも我々心配ですし、また緊急の方というのはほとんど来ってしまうので、溜まっていってしまうと機能がパンクしてしまうので、そういう部分では基幹の方と行政の方を含めた支援会議というのは非常に安心だなと思っております。また出口支援会議を経て、2 面的整備の方々、短期入所につながっていったケースもありますし、こういったことがもっと広がると支援のネットの網目が細くなっていくのではないかと考えています。

そして我々拠点の中で緊急駆け付けもやらせていただいています。緊急ショートと私たちがやっている相談支援からも入ってきます。緊急駆け付けから入ってきたり、行政とかほかの相談支援事業所から入ってくることもあります。様々なところから、ご相談、緊急の要請をいただきますので、これからもっと皆さんとの連携を密にして、受け止める体制を整えていきたいと思っています。

以上です。

会長：ありがとうございました。

ただいまの説明について、ご質問やご意見はありますか。

私も当日資料のどんな緊急ショートを受け入れていたかを見て、一例一例、本当に大変そうな方ばかりだなと思いました。

こういった方をはじめましてで受け入れるのは相当な力が必要ですし、出口をどう道筋をつけるかというのも基幹との連携も含めて、この緊急ショートを受ける、これだけ受けているというところで、浦安市の基幹と拠点がすごく機能しているとこれを見ただけでも思います。

実際、他市からもお褒めの言葉、私も聞いておりますので、改めて素晴らしいなと思っております。

気になるのは支給決定を受けていないケースですが、これは市で遡及適用等はされているんですか。

社会福祉法人佑啓会：さかのぼって対応していただいています。まれにそれでも非該当になってしまう場合は別途方法を協議して対応しています。

会長：わかりました。そのあたりも市としても柔軟にサポートしていただいているということで安心しました。

本当にありがとうございます。

よろしいですか。

ありがとうございます。

本日の議題としては以上ですが、時間もありますし、第1回ということもあるので、浦安市視覚障害者の会トパーズクラブ、浦安市聴覚障害者協会、各当事者団体から今年取り組むべき課題とか、何かうまくいっていることの報告があれば一言ずつご発言をお願いしてもよろしいでしょうか。

浦安市視覚障害者の会トパーズクラブ：いろいろコロナの中でも非常によく対応していただきました。浦安市はよくやっているということだと思います。それともう一つ、世代間のギャップが大きくなってきて若い人が会に入っていない、時間の関係で学校に行ったり働いたりということもあるんだけど、大きな問題は若い方で中途失明の方、就労についての苦勞が非常に大きいんじゃないかということ。私も中

途失明ですが年をとってからのので。

もう一方で、元々目が見えない方、克服してこられる方というのはかなり努力してやってきているのでどうしても努力しろよ、という格好になっているんです。いろいろ新しい機器が出てきているということもありますし。

今考えているのは障がい者の就労率、就労の問題、なにかプラスになるものはないか。市役所も、もう少し細かく、障がい区別ごとの就労者を増やさないと、全体を増やしてもどうしても落ちこぼれる障がいが出てくるので、その辺が課題かなと思います。

以上です。

会長：ありがとうございます。今、三障がい一元化ということでまとめてしまいがちですが、もう少し障がい別、細かくみていく必要があるし、身体も細かく分かりますので、丁寧に見ていく必要があると私も改めて思いました。ありがとうございます。

浦安市聴覚障害者協会、お願いします。

浦安市聴覚障害者協会：皆さんやさしい気持ちで接して下さりありがとうございます。手話言語条例が施行されて少しずつ手話の広がりを感じております。聴覚障害者協会のHPに市民の歌という動画を載せています。ぜひご覧いただきますようよろしくお願いします。

これからも公的などで手話を教えて広げていきたいと思えます。

会長：ありがとうございます。HPのほうも皆さんぜひご確認いただければと思います。

ご発言いただけなかった委員の方もいらっしゃいますが、時間となってしまいましたので、閉めたいと思えますがよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは最後に事務局から連絡はありますか。

事務局：本日はありがとうございました。

次回の第2回自立支援協議会の会議日程につきましては、9月29日（木）午後2時からを予定しております。

場所につきましては、本日と同じく、市役所4階会議室になります。

事務局からは、以上になります。

会長：ありがとうございます。

本日は盛りだくさんな議題でしたが、皆さんのご協力のおかげで時間通り終わることができました。ありがとうございます。今年1年、またよろしくお願いします。

本日は、お忙しい中、ご参加いただき、ありがとうございました。

令和4年7月14日（木）  
午後2時00分～午後4時00分  
市役所4階会議室S4・5・6

浦安市自立支援協議会（令和4年度第1回）次第

1 開会

新委員・職員紹介

2 議題

- (1) 令和4年度自立支援協議会について
- (2) 令和4年度以降の実施事業について
- (3) 浦安市障がい者福祉計画策定について
- (4) 日中サービス支援型グループホームの評価について
- (5) 地域生活支援事業（日中一時支援・移動支援）について
- (6) 令和3年度基幹相談支援センター事業報告について
- (7) 令和3年度地域生活支援拠点事業実績について

3 閉会

## 令和4年度浦安市自立支援協議会について

### 1. 法的根拠及び目的

自立支援協議会（以下「協議会」という。）は、障害者総合支援法第89条の3に規定され、市等の地方公共団体は、関係機関や団体等から構成される協議会を設置し、その中で、関係機関等の連携強化や、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うこととされている。

#### 障害者総合支援法

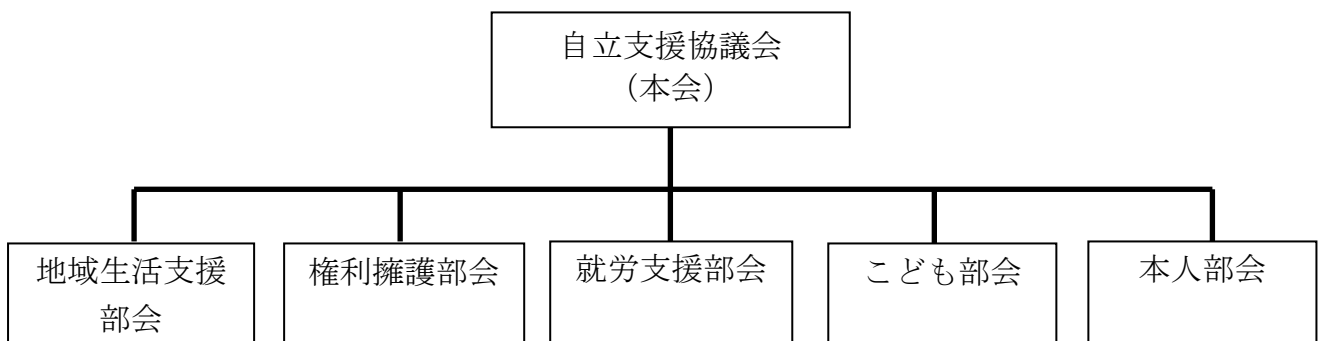
第89条の3 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連携をはかることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について、情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

### 2. 組織

#### (1) 自立支援協議会本会及び5つの部会

協議会は、協議事項を円滑に処理するため、また障がいのある当事者からの意見を聴取するため、5つの部会を設置し、協議を進める。



名称	目的	主な課題
自立支援協議会 (本会)	障がいのある人もない人も共に暮らしやすいまちづくりに関し、関係機関による定期的な協議を行う。	地域課題の整理と対応に関する事項
		障がい者福祉計画の進捗について
		基幹相談支援センターの事業についての検証及び評価
		地域生活支援拠点の検証及び評価
		地域生活支援事業の検証
地域生活支援 部会	障がい者の住居等に係る諸問題の解決に向けて協議し、課題解決に向けた活動を行う。	精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築について
		利用ニーズに応じた住まいの場について
		災害弱者支援体制の充実について



権利擁護部会	障がい者の包括的な支援体制の構築と権利擁護について協議し、課題解決に向けた活動を行う。	8050 問題を事例とした包括的な支援体制について
		障がい者等の権利擁護に係る事項等について
就労支援部会	障がい者が働く上での諸問題の解決に向けて協議し、課題解決に向けた活動を行う。	重度障がいのある方の就労について
		障がい者の就労の場の拡大について
子ども部会	生まれてから18歳になるまでの子どもへの支援を協議し、ライフステージに合わせた必要な支援と関係機関のスムーズな連携について、課題解決に向けた活動を行う。	教育と福祉の連携について
		発達に心配のある子どもの日中活動の場のあり方について
本人部会	当事者間の情報交換を行い、相互理解を図るとともに、地域課題を提案する。	情報交換に関する事項
		地域課題の提案に関する事項

※プロジェクト会議 部会のリーダー、サブリーダーは、部会のほかに、個別の地域課題等に関する対応するため、回数を定めず、必要に応じプロジェクト会議を招集します。

## (2) 合同部会

地域課題に関する対応を図るため、合同部会を開催します。

合同部会では、地域課題等に関する研修会・講演会等を行います。

## (3) 開催回数

### ①協議会：年4～5回

\* 5回のうち1回については特定のテーマ設定の上、必要に応じて開催します。

その他4回についても、部会との連動を意識し、議論を深めていきます。

ただし、障がい者福祉計画策定年次においては、計画についての議論を優先して行います。

②部会：年3回（本人部会 年2回）

③合同部会：年1回

## 3. 自立支援協議会本会と各部会の連携体制について

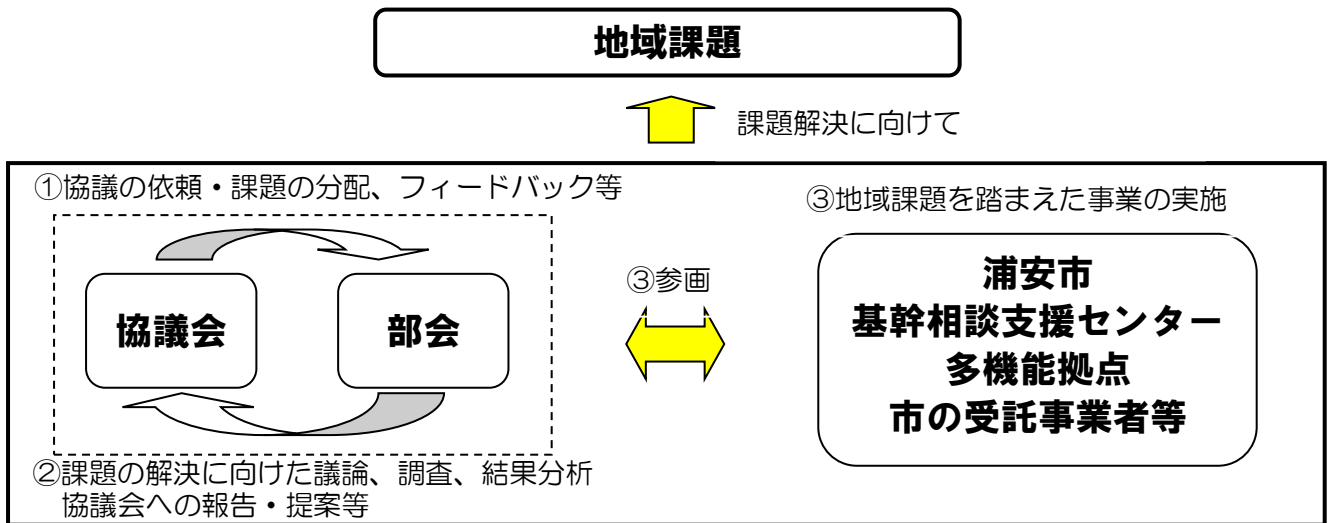
① 協議会は、会議毎に「部会等に意見収集すべき事項」を確認し、各部会等へ協議の依頼等を行います。また、各部会から収集した意見について議論を行った上で、部会に対してフィードバックを行います。

② 各部会は、協議会の依頼を受けて議論を行うほか、各部会における「主な課題」の解決に向けた議論、調査、結果分析、報告・提案等を行います。

必要に応じて、独自にアンケート調査や団体ヒアリング等も実施し、根拠を持った報告ができることを目指します。また、会議開催毎に「協議会へ報告・提案すべき事項」を確認し、協議会へ報告・提案等を行います。

③ 各部会のリーダー、サブリーダー、基幹相談支援センター、多機能拠点事業者は、協議会前に会長・副会長に報告し、協議会における論点整理を行います。

基幹相談支援センター、多機能拠点、市の受託事業者等は必要に応じて各部会に参画し、市の地域課題を把握するとともに、各事業における工夫や改善を図ります。



#### 4. 報償

①協議会：1回あたり 会長 9,500円 委員 9,000円

②部会：1回あたり 委員 5,000円

※ただし、次に相当する場合は、報償の支払いの対象となりません。

- ・指定管理者、委託事業者に所属する委員
- ・介助者及び意見聴取のために参加する方
- ・プロジェクト会議に参加する委員

#### 5. 代理出席

①協議会：代理の方の出席はできません。

②部会：事前に事務局に申請することにより、委員が所属する法人・団体等の会員又は職員が代理人として出席することができます。ただし、本人部会の公募委員を除きます。

#### 6. 会議と議事録の公開

①協議会：協議会の会議と議事録は原則公開とします。ただし、個人情報等に関する事項を審議するときは、会議の全部又は一部を公開しないこととします。

②部会：部会の会議は原則公開とします。ただし、個人情報等に関する事項を審議する場合及び審議に際し個人情報等に触れる可能性がある場合は、会議の全部又は一部を公開しないこととします。なお、部会の議事録については議事要旨のみ公開します。

※議事録及び議事要旨には委員名を記載せず「法人名又は団体名」のみ表記します。

## 7. 事務局

浦安市 福祉部 障がい事業課・障がい福祉課

令和4年度自立支援協議会スケジュール

令和4年4月1日 現在

名称	回	日程	曜日	時間	会場
自立支援協議会	第1回	7月14日	木	午後2時00分～4時00分	市役所4階会議室S4・5・6
地域生活支援部会	第1回	8月23日	火	午後2時00分～4時00分	市役所4階会議室S2・3
権利擁護部会	第1回	8月25日	木	午後2時00分～4時00分	市役所4階会議室S2・3
こども部会	第1回	8月30日	火	午後2時00分～4時00分	市役所4階会議室S2・3・4
就労支援部会	第1回	9月1日	木	午後2時00分～4時00分	市役所4階会議室S2・3
自立支援協議会	第2回	9月29日	木	午後2時00分～4時00分	市役所4階会議室S2・3・4
地域生活支援部会	第2回	10月7日	金	午後2時00分～4時00分	市役所4階会議室S5・6
権利擁護部会	第2回	10月11日	火	午後2時00分～4時00分	市役所4階会議室S2・3
こども部会	第2回	11月1日	火	午後2時00分～4時00分	市役所4階会議室S5・6
就労支援部会	第2回	11月7日	月	午後2時00分～4時00分	市役所4階会議室S2・3
本人部会	第1回	11月15日	火	午後2時00分～3時30分	市役所4階会議室S2・3
自立支援協議会	第3回	11月17日	木	午後2時00分～4時00分	東野パティオ3・4
合同部会		11月24日	木	午後2時00分～4時00分	市役所4階会議室S2・3・4
自立支援協議会	第4回	1月12日	木	午後2時00分～4時00分	東野パティオ3・4
地域生活支援部会	第3回	1月19日	木	午後2時00分～4時00分	市役所4階会議室S2・3
権利擁護部会	第3回	1月25日	水	午後2時00分～4時00分	市役所4階会議室S2・3
こども部会	第3回	1月26日	木	午後2時00分～4時00分	市役所4階会議室S2・3
就労支援部会	第3回	2月2日	木	午後2時00分～4時00分	市役所4階会議室S2・3
本人部会	第2回	2月9日	木	午後2時00分～3時30分	市役所4階会議室S2
自立支援協議会	第5回	3月2日	木	午後2時00分～4時00分	東野パティオ1・2

※東野パティオ…東野地区複合福祉施設 通所棟 地域福祉センター

## 浦安市の課題と解決に向けて

### 1 本市の主な課題について

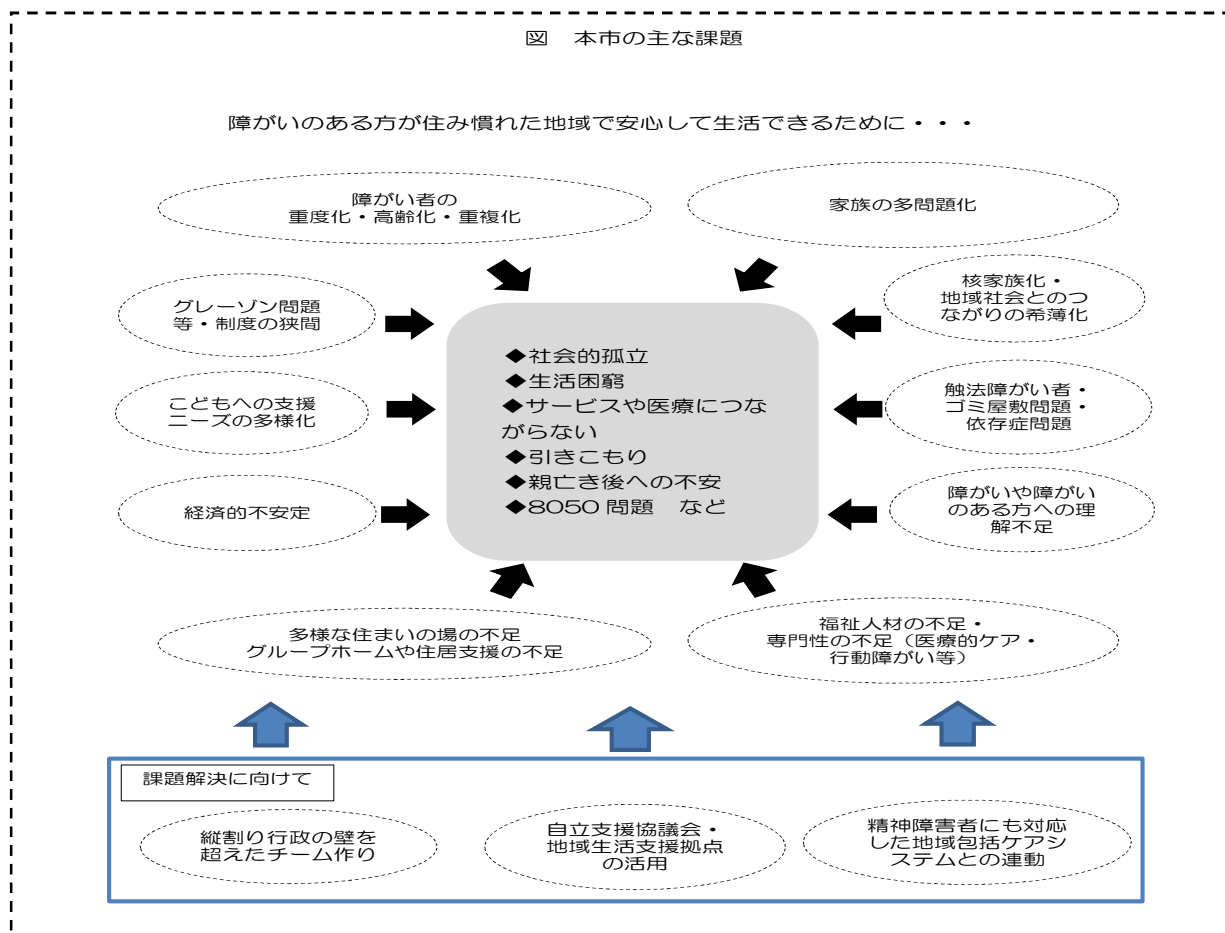
令和3年3月に策定した「浦安市障がい者福祉計画（計画期間：令和3年度～令和5年度）」において、本市の課題は以下のように考えている。

- ・ 現在、少子高齢化の進展や、人々の価値観・ライフスタイルの変化に伴い、障がい、介護、子育て、住まい、就労、孤立などの課題が世帯の中で複合・複雑化し、支援を必要とする方への支援が困難になるケースが顕著になってきた。
- ・ また、地域の連帯感が薄れ、地域活動の担い手の高齢化や後継者不足なども指摘され、地域などの生活領域における支え合いの基盤が弱まりつつあることも課題として捉えている。
- ・ さらに、新型コロナウイルス感染症について、未だ終息が見えない状況の中、市の財政状況も極めて厳しい状況となっており、最小の経費で最大の効果を上げるよう、既存事業の見直しや、創意工夫による経費の一層の節減と市民サービスの更なる向上を図る必要がある。

### 2 課題解決に向けて

- ・ このような中、令和3年（2021年）4月に、地域共生社会の実現のため「社会福祉法」の一部改正が施行され、地域における包括的な相談支援体制の強化や、アウトリーチによる引きこもり対応の強化、住民同士の交流拠点の開設支援、関係機関の連携による一体的支援など、重層的支援体制の整備などに取り組むこととされた。
- ・ 本市では課題解決に向けて、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に努めるとともに、地域生活支援拠点の活用や、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築など、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の整備に取り組む必要がある。
- ・ これらを受け、自立支援協議会本会及び各部会では、現在、本市の課題として捉えている特定のテーマの解決等を目的に、具体的な課題の提示をし、令和3年度に引き続き協議する。

図 本市の主な課題



### 3 令和4年度自立支援協議会について

**地域生活支援部会**

**課題・背景**

- ・核家族化、地域社会とのつながりの希薄化
- ・福祉人材の不足、専門性の不足（医療的ケア、行動障がい等）
- ・障がいの重度化、高齢化、重複化
- ・多様な住まいの場の不足、グループホームや住居支援の不足

**令和3年度実績**

- ・「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム」を構成する要素の一つである「住まいの確保と居住支援」を主なテーマとし、障がいのある方の住まいについて現状を把握するため、「暮らしに関わる実態把握調査」の内容について協議を行った。
- ・災害対策基本法等の一部改正の内容について情報共有した。

**見えてきた課題**

- ・現在市内に整備されているグループホームは自分の希望に合っていないため、グループホームに入りたいと思っても手を挙げていない可能性がある。潜在的ニーズのある方への調査・実態把握も必要。
- ・浦安市では、災害時の要支援者名簿を活用できている自治会は少ないと思われる。災害時の避難支援体制について議論を進めていくためには、福祉部門だけでなく、市の関係部署を交えて協議するなど、連携していく必要がある。

**令和4年度の協議内容**

- ・「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築について」を課題とし、そのシステム構築のための具体的な取り組みについて協議する。
- ・「暮らしに関わる実態把握調査」を実施し、利用ニーズに応じたグループホーム等の整備について協議を進める。
- ・災害時の避難支援体制について協議する。

**就労支援部会**

**課題・背景**

- ・経済的不安定
- ・障がいや障がいのある方への理解不足

**令和3年度実績**

- ・就労に関する情報共有や地域課題の洗い出しを行うため、障がい者就労に係る支援や制度や特例子会社における障がい者雇用の状況などについて情報共有を行った。
- ・「就労の場が求める人物像」にステップアップしていくための支援について意見交換を行った。

**見えてきた課題**

- ・雇用側が求める人物像と求職者側の希望にミスマッチが起きている。
- ・就労の前段階で、生活面に課題のある方もいる。会社ではフォローが難しい生活面のサポートができる、定着支援などの支援機関が必要。

**令和4年度の協議内容**

「障がい者が働く上での諸問題の解決に向けて協議し、課題解決に向けた活動を行う」ことを目的に、「重度障がいのある方の就労について」、「障がい者の就労の場の拡大について」を課題として協議する。

浦安市障がい者福祉計画

基幹相談支援センター  
地域生活支援拠点  
委託相談支援事業所

**権利擁護部会**

**課題・背景**

- ・家族の多問題化
- ・核家族化、地域社会とのつながりの希薄化
- ・障がいや障がいのある方への理解不足

**令和3年度実績**

浦安市の8050問題の実態把握を目的とした統計調査の調査対象や調査項目について協議した。また、一部支援機関に対し、プレ調査を実施した。

**見えてきた課題**

- ・今回の調査は子世代の対象年齢を「40代以上」としているが、早期把握・早期支援のために若年齢層を含めることも今後検討していく必要がある。
- ・調査結果の活かし方についても協議が必要。他市では教育関係機関が調査に関わっている例もある。

**令和4年度の協議内容**

- ・「8050問題実態把握の本調査」を実施し、結果を分析する。併せて、包括的・重層的な相談支援体制についての課題を整理し、その対応について協議しながら、障がい者等の権利擁護に係る事項等について検討する。



**自立支援協議会**

- ・地域課題を整理しその対応について協議するとともに、令和6年度から3か年を計画期間とする障がい者福祉計画を策定するため、令和4年度にアンケート調査の内容やその結果、福祉団体等のヒヤリング結果の報告を受け協議を行う。
- ・基幹相談支援センターや地域生活支援拠点の事業実施状況について報告を受け、検証及び評価を行う。
- ・日中サービス支援型グループホームの事業実施状況について報告を受け、評価を行う。
- ・障害者自立支援法の施行時（平成18年）から実施している、移動支援事業や日中一時支援事業等の地域生活支援事業（市町村事業）の課題等について報告を受け協議を行う。

**本人部会**

- ・当事者間の情報交換
- ・地域課題の提案

**こども部会**

**課題・背景**

- ・グレーゾーン問題等・制度の狭間
- ・こどもへの支援ニーズの多様化

**令和3年度実績**

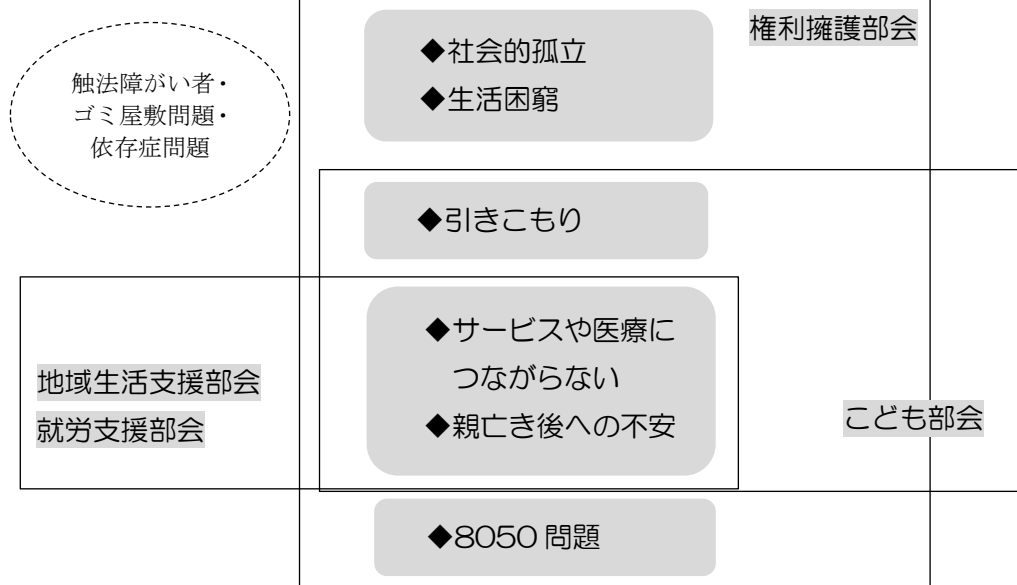
- ・サポートファイルの活用促進について協議するため、「サポートファイルの利用状況調査」の調査対象や調査項目について協議した。
- ・「周囲からは発達に気になると思われているが、まだ障害者手帳を取得していないこどもとその家族」への支援について意見交換をした。

**見えてきた課題**

- ・保護者がライフステージごとの支援機関など必要としている情報をとりにくい現状がある。
- ・特別支援学校に行きたくても行けないグレーゾーンのこどもなどが、不登校や引きこもりになった時に、何も支援が入らず、そのままになってしまう可能性がある。

**令和4年度の協議内容**

- ・サポートファイルを主に使用することも発達センター等の利用者の保護者に対し「サポートファイルの利用状況調査」を実施し、アンケート結果について協議を行う。
- ・障がい児に加え、不登校や引きこもり、発達障がいの疑いのある児童などを事例とした発達に心配のある児童に対する支援体制等について協議する。
- ・18歳移行期の課題を洗い出し、必要に応じて就労支援部会や地域生活支援部会との連携を図る。



・各部会は独自にアンケート調査や団体ヒアリング等を実施し、利用ニーズに即した協議が行えるよう進める。

・基幹相談支援センター、多機能拠点、市の委託事業者等は必要に応じて各部会に参加し、市の地域課題を把握するとともに、各事業における工夫や改善を図るための協議を行う。

・各部会のリーダー、サブリーダー、基幹相談支援センター、多機能拠点は、協議会前に会長・副会長に報告し協議会における論点整理を行う。

## 令和4年度以降の実施事業について（障がい福祉関係）

### ○浦安市第1次実施計画（令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度））事業

#### 1 障がい者グループホーム施設整備事業

令和2年11月に東野パティオ内に通過型のグループホームを整備した中で、今後も重度の障がいや強度行動障がいのある方も含め、障がいのある方が、地域の中で自立した生活を送ることができるよう、民間事業者によるグループホームの整備を促進します。

事業名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
障がい者グループホーム施設整備事業	整備促進	整備促進	整備促進

#### 2 障がい者等歯科診療体制の整備

障がい等の理由により、歯科治療に特別な配慮を必要とする方が、安心して歯科治療を受けられるよう、令和4年1月8日に健康センター内に障がい者等歯科診療所（愛称：ひだまり）を開所しました。

今後も障がいのある方が身近な場所で安心して歯科診療を受けられるよう、健康センター内で、引き続き障がいのある方に対する歯科診療を実施します。

事業名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
障がい者等歯科診療の体制の整備	実施	実施	実施

#### 3 重度障がい者等就業支援特別事業

企業が重度障がいのある方を雇用するにあたり、障害者雇用促進法に基づき設けられた障害者雇用納付金制度の助成金を活用しても重度障がいのある方の雇用の継続に支障が残る場合や、重度障がいのある方が自営業者として就労する場合において、重度障がいのある方の就労の拡大を図るため、令和3年9月から就労に係る介護支援を実施しました。

今後も重度障がいのある方の就労機会の拡大を図るため、引き続き重度障がい者等就業支援特別事業を実施します。

事業名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
重度障がい者等就労支援特別事業	実施	実施	実施

#### 4 重度訪問介護利用者大学就学支援事業

障害者総合支援法に規定する重度訪問介護の利用者が、就学するための必要な支援体制を構築することができるまでの間、当該利用者に対して、就学に必要な身体介護等を提供する重度訪問介護利用者大学就学支援事業を、令和3年7月から実施しました。

今後も重度訪問介護の利用者の社会参加の促進を図るため、引き続き重度訪問介護利用者大学就学支援事業を実施します。

事業名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
重度訪問介護利用者 大学就学支援事業	実施	実施	実施

#### 5 高齢者や障がい者等へのデジタル機器活用方法の習得支援

視覚に障がいのある方を対象に、画面読み上げパソコンを用いて、基本的な操作方法やメールの送受信、インターネットの使用方法等についての講習会を実施しています。

また令和3年度から、総務省の「利用者向けデジタル活用支援（支援推進）事業」を活用し、民間事業者と連携を図りながら、障がいのある方などを対象として、デジタル機器の講習会・相談会を実施しました。

今後も障がいのある方などがデジタル化の恩恵を受けられるよう、デジタル機器の活用方法の支援に取り組みます。

事業名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高齢者や障がい者等 へのデジタル機器活 用方法の習得支援	実施	実施	実施

#### 6 ウェブアクセシビリティ向上の推進

行政情報を快適に閲覧や検索ができるよう、市ホームページのウェブアクセシビリティレベルAAの準拠の維持・向上に向けた取り組みを推進しています。

今後もすべての方が利用しやすいよう、市ホームページのウェブアクセシビリティの維持・向上の取り組みを促進します。

事業名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ウェブアクセシビリ ティ向上の推進	運用	運用	運用



## ○その他実施事業

### 1 運営事業者の公募・選定

身体障がい者福祉センター、ソーシャルサポートセンター、発達障がい者等地域活動支援センターの指定管理等（契約期間）満了のため、令和5年度から運営する事業者を募集・選定します。

#### 内容

- ・令和4年度実施内容  
運営事業者の公募・選定  
運営事業者の引継ぎ
- ・令和5年度実施内容  
4月から新たな事業者による運営の開始

### 2 障がい者等日常生活用具給付等事業

令和3年度4月から、災害時の長期停電に備えるため、人工呼吸器等の使用者（身体障がい・難病）を対象にして、「浦安市障がい者等日常生活用具給付等事業」に、発電機や蓄電池等の給付種目を追加しました。

#### 内容

（種目）

正弦波インバーター発電機・ポータブル電源

（性能等）

障がい者等又は介助者が容易に使用し得るものであって、別に定める性能要件に該当するもの

（給付対象者）

在宅で、人工呼吸器若しくは電気式たん吸引器を使用し、または医療保険における在宅酸素療法を行う障がい者等

（基準額）

80,000円

（耐用期間）

5年

### 3 補装具判定会場における浦安会場の追加

令和3年10月に、身体に障がいのある方の補装具判定について、従来は千葉市緑区にある千葉県障害者相談センターに出向いて判定を受ける必要がありましたが、以前から市としても要望をしていた出張判定会場に、浦安会場が加わり、会場はタムス浦安病院で、毎月第3火曜日の午後に実施しています。

## 浦安市障がい者福祉計画策定について

### 1 目的

市が掲げる将来都市像「人が輝き躍動するまち・浦安～すべての市民の幸せのために～」を実現し、障がいのある人もない人も共に支えあい、すべての市民が幸せに暮らすことができるよう、市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための分野別計画として、浦安市障がい者福祉計画（計画期間：令和6年度～令和8年度）を策定する。

### 2 法的根拠

浦安市障がい者福祉計画は、第1編と第2編で構成し、第1編では、障害者基本法第11条第3項の規定により策定する「市町村障害者計画」を、第2編では、障害者総合支援法第88条の規定により策定する「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定する。

浦安市障がい者福祉計画	
第1編	○障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」 市における障がいの状況等を踏まえ、障がい者のための施策に関する基本的な計画
第2編 (第7期)	○障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」 ○児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」 障害福祉サービス等の提供体制の確保その他業務の円滑な実施に関する計画

### 3 計画期間

障がい者福祉計画は、将来を見据えながら、障がい者施策の方向づけを行う計画であり、第1編の市町村障害者計画の計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間、第2編の市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画となる。

また、障がい者関連法制度の動向に的確かつ柔軟に対応するため、計画期間の中間年である令和5年度に、各事業の進捗状況の確認やその評価を行いながら、計画の（中間）見直しを行う。

年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
障がい者福祉計画	第1編 「障がい者計画」 (令和3～8年度)			見直し		
	障がい福祉計画 (令和3～5年度)			策定	障がい福祉計画 (令和6～8年度)	
	障がい児福祉計画 (令和3～5年度)			策定	障がい児福祉計画 (令和6～8年度)	

#### 4 第7期障害福祉計画等策定に係る基本指針

令和4年度は、国において第7期障害福祉計画等の策定に係る基本指針を定める予定となっており、市はこの基本指針に即して、障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定することとなっている。

市では、令和6年度から3か年を計画期間とする第7期障害福祉計画及び障害児福祉計画を、令和5年度に策定する。

#### 5 令和3年地方分権改革に関する提案募集に対する対応

令和3年地方分権改革に関する提案募集において、複数の市町村から障害福祉計画等の計画期間の延長に関する提案を受け、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」

(令和3年12月21日閣議決定)のとおり、障害福祉サービス等報酬改定が同計画にも与える影響を考慮しつつ延長する方向で検討し、国の社会福祉審議会での議論を踏まえ、令和4年度中に結論を出す予定となっている。

#### 6 計画策定の取り組み及びスケジュール

年度	主な取り組み内容
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各法令・国基本指針等の整理</li> <li>○障がい福祉サービスに対する意向調査・検証</li> <li>○暮らしに関わる実態調査・検証</li> <li>○障害福祉サービス等の提供に係るアンケート調査・検証</li> <li>○障がい者団体ヒヤリング調査・検証 (10団体)</li> </ul>
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がい者福祉計画策定委員会の設置</li> <li>○障がい者施策の進捗状況の確認と評価</li> <li>○障がい者の現状把握・推計 (総人口・世帯数・手帳所持者数等)</li> <li>○障がい者福祉計画策定に関する事項の協議</li> <li>○パブリックコメントの実施</li> </ul>

#### 7 アンケート調査の実施について

##### (1) 障がい福祉サービスに対するアンケート調査

###### ①目的

浦安市障がい者福祉計画(予定計画期間:令和6年度~令和8年度)の策定にあたり、障がいのある方の生活実態や福祉サービス等に対するニーズを把握するために実施する。

###### ②調査対象者

身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、特定疾患(指定難病)医療費受給者の中から無作為抽出(約2,000人)

###### ③調査方法

郵送法

###### ④設問数

30問程度

###### ⑤調査項目

- ・基礎的事項(回答者について)
- ・福祉サービスについて
- ・生活の場(住まい)について
- ・日中活動・就労について
- ・趣味、地域活動について
- ・外出、移動手段について

- ・悩み、相談ごとについて
- ・災害時の備えについて
- ・障がい者差別、権利擁護について
- ・その他福祉施策について
- ・希望・要望 等

⑥実施時期

令和4年11月～12月

※障害者手帳の交付を受けておらず、児童発達支援等の福祉サービスを利用している方へのアンケート調査については、別途、事業所を通じてアンケートを実施する予定。

(2) 暮らしに関わる実態調査

①目的

障がいのある方の高齢化や疾病などによる障がいの重度化、親亡き後を見据え、自らが望む多様な住まい方ができるよう、その環境づくりは重要である。

障がいのある方の住まいの場のひとつであるグループホームについては、障がい特性や利用ニーズ等に応じて整備促進を図る必要があるため、グループホームに入居している方や入居を希望している方、グループホーム運営事業者等を対象にアンケート調査を実施する。

②調査対象者

- ・東野パティオ内グループホームの入居者に対する調査（17人）
- ・グループホーム待機者に対する調査（48人）
- ・市内グループホーム入居者に対する調査（91人）
- ・潜在的ニーズ調査（基幹相談支援センター及び市内相談支援事業所が把握している人数分）

③調査方法

郵送法又はヒヤリング

④設問数

10問程度

⑤調査項目

- ・基礎的事項（回答者について）
- ・今後の希望する暮らしについて
- ・グループホームの支援体制に係る満足度（希望するグループホームの支援体制）
- ・グループホームの設備面に係る満足度（希望するグループホームの設備面）
- ・グループホームの利用料金等について（希望するグループホームの利用料金等）
- ・希望する暮らしを始めたい時期
- ・自由記述

(3) 障害福祉サービス等の提供に関するアンケート調査

①目的

浦安市障がい者福祉計画（予定計画期間：令和6年度～令和8年度）の策定にあたり、障がい福祉サービス等を提供する事業者の状況や実態を把握するために実施する。

②調査対象者

市内障害福祉サービス事業者（約100事業者）

③調査方法

郵送法

④設問数

20問程度

⑤調査項目

- ・事業所の経営状況
- ・事業所の職員
- ・月間実利用者数
- ・提供している障害福祉サービス等について
- ・災害時の備え
- ・重症心身障がい者、医療的ケアが必要な方、行動援護・同行援護が必要な方への支援
- ・地域生活支援拠点について
- ・今後の事業展開
- ・国・県・市の支援策について
- ・自由意見

⑥実施時期

令和4年11月～12月

## 8 障がい者団体ヒヤリングについて

(1) 目的

障がい者福祉計画を策定し障がい者施策を進めるためには、障がいのある方の生活実態や障がい福祉サービス等に対する意向を把握する必要がある。

上記アンケート調査を補完し、より具体的な問題提起や意見を把握するため、市内の障がい者団体を対象にヒヤリングを実施する。

(2) ヒヤリング対象団体

- ・10団体（身体障がい・視覚障がい・聴覚障がい・内部障がい・親の会・家族会 等）

(3) 調査方法

対面によるヒヤリング

(4) ヒヤリング内容

- ・団体の目的、活動内容
- ・障がいの理解に関すること
- ・生活全般に関すること
- ・こどもに関すること
- ・就労に関すること
- ・災害に関すること
- ・趣味や社会参加に関すること 等

(5) 実施時期

令和4年8月1日～9月16日

## 9 障がい者福祉計画策定委員会の設置及び協議

(1) 目的

学識経験者、障がい者団体、障害福祉サービス事業所、特例子会社、教育関係等の委員から構成される策定委員会を設置し、障がい者福祉計画（計画期間：令和6年度～令和8

年度)を策定するための協議を行う。

(2) 開催期間

令和5年6月～令和6年3月(予定)

**10 障がい者施策の進捗状況の確認と評価**

(1) 目的

現行の障がい者福祉計画における取組み状況を調査し、次期「障がい者福祉計画(計画期間:令和6年度～令和8年度)」に盛り込む今後の取組みや事業等を把握するため、市役所庁内各課に対し進捗状況の調査を行う。

(2) 実施期間

令和5年4月～5月(予定)

**11 パブリックコメントの実施**

(1) 目的

市民と行政への参加機会を確保し、積極的な情報公開や説明責任の向上を目指すとともに、市民の行政への参加意識を高めることを目的として、パブリックコメントを実施する。

(2) 実施期間

令和5年12月～令和6年1月(予定)

令和4年7月14日 第1回自立支援協議会資料  
議題4 日中サービス支援型グループホームの評価について

報告・評価シート

項目	日中サービス支援型グループホームの運営状況				要望・助言・評価 【市町村協議会等記入欄】				
1 施設概要	事業者名	ふる里学舎浦安			人員配置		当該グループホームは、障害支援区分4以上の重度障がいのある方を15人受け入れ、また通過型のグループホームとして運営している。当該グループホームの入居者が、今後も住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、相談支援事業所や他のグループホームなどと連携を図りながら、支援を進める必要がある。		
	指定日	R2年	11月	1日				世話人	生活支援員
	所在地	千葉県浦安市東野1-8-3						2人	4人
	定員数（共同生活援助）	19人						（常勤換算後）	（常勤換算後）
	定員数（短期入所）	5人						2人	4人
	共同生活住居数	19戸						夜間	
		【住居の内訳】	【定員数の内訳】					世話人（夜間）	世話人（夜間）
		ふる里学舎浦安	10名					1人	3人
		ふる里学舎浦安	9名					（常勤換算後）	（常勤換算後）
				1人	3人				
2 利用者状況（1）	障害支援区分			○職員の主な資格 社会福祉士、看護師、栄養士、調理師など					
	障害支援区分		人数		主な障害種別利用者人数（重複はそれぞれ記入）				
	非該当	0人		内訳	身体		総数：7人		
	区分1	0人					主に日中GHで過ごす人数：2人		
	区分2	1人			知的		総数：11人		
	区分3	1人					主に日中GHで過ごす人数：0人		
	区分4	4人			精神		総数：0人		
	区分5	6人					主に日中GHで過ごす人数：0人		
	区分6	5人			難病等		総数：0人		
	合計	17人					主に日中GHで過ごす人数：0人		
○自己評価【事業者記入欄】 (令和3年度の取り組み) 東野パティオ（居住棟）に日中サービス支援型グループホームに加え、緊急時や体験利用の受け入れの機能も有するグループホームとして、2階フロアに定員9人、3階フロアに定員10人、計19人を入居定員として運営した。 特に市内グループホームにおいて受入れが困難な重度の身体障がいや知的障がい、重複障がいのある方（障害支援区分4以上の方）を15人受け入れ、その入居者が必要とする支援や生活環境の調整を行った。 当該グループホームの入居者は、初めて家族（親元）から離れて生活する方が多く、入居当初は夜間に不穏になったり、ホームシックになったりする方も多かったが、グループホームでの生活に慣れるにしがたい、コミュニケーションスキルやマナースキル、家事スキルなどの生活スキルを高めることができた。									

<p><b>2 利用者状況（2）</b></p>	<p>また当該グループホームは日中サービス支援型であるため、日中及び休日を含め常時の支援体制が確保されていることが必要となる。グループホームの住居には常時、世話人や生活支援員が2名常駐し、ナースコールの対応や日常の相談対応を行った。具体的には、重度の障がいがあり日中等においてグループホーム内で過ごす2人の方に対し、排せつや摂食介助等の身体介護を行った。</p> <p>さらに障がいのある方の地域移行を推進する体験利用のできる居室を1室整備したが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により感染リスクもあったことから利用者は少なかった。</p> <p>（令和4年度以降の取組方針）</p> <p>浦安市障がい者福祉計画に掲げている障がい者の地域移行の目標（令和3年度60人の施設入所者を、令和5年度に6.0%（4人）以上を地域生活に移行）を達成できるよう、市及び基幹相談支援センター、相談支援事業所、医療機関等と、引き続き連携を図りつつ、新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮しながら、体験利用のできる居室の稼働率を上げていく。</p> <p>また当該グループホームについては通過型グループホームとして位置づけ、入居期間を有期としている。現在の入居者については、次の住まいの場へのステップが必要となることから、入居者の心身の状況を踏まえつつ、具体的な到達目標と支援計画を作成し、引き続き、きめ細やかな支援を行っていく。</p> <p>さらに重度障がいのある方も安心して利用できるグループホームとして、必要に応じて介護等を行い、また緊急時の受け入れも行えるよう、引き続き社会福祉士や看護師などの資格を有する世話人及び生活支援員を昼夜を問わず基準以上に配置し、入居者が必要とする支援を行っていく。</p>	
<p><b>3 運営方針（1）</b></p>	<p>○事業目標</p> <p>入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったグループホームの提供に努める。</p> <p>① 事業所は、入居者の意向、趣向、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき入居者に対してグループホームを提供することともに、その効果について継続的な評価を実施することにより、入居者に対して適切かつ効果的にグループホームを提供する。</p> <p>② 入居者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入居者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、相談、入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他日常生活上の支援又は援助を適切かつ効果的に行う。</p> <p>③ 地域との結び付きを重視し、関係（運営規程）市区町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。</p> <p>④ 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び関係法令等を遵守し、事業を実施する。</p> <p>○自己評価【事業者記入欄】</p> <p>（令和3年度の取り組み）</p> <p>障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、令和2年11月より日中サービス支援型グループホーム（入居定員19名）と併設型短期入所（利用定員5名）を基本としながら、市内在住の身体障がい及び知的障がい、学齢期の精神障がいの方のヘルプコールに対応する浦安市の委託事業である障がい者緊急時支援事業を実施した。（延べ対応件数68人／内訳：排せつ介護28人、物壊しによる行動制止1人、他害行為の制止1人、傾聴8人、その他30人）</p>	<p>障がい者の地域移行を推進するためには、住まいの場の確保が必要となる。そのためには、グループホームの計画的な整備は必要であり、また当該グループホームにおいても、体験利用ができる場として、積極的な受け入れを行う必要がある。</p>



<p><b>3 運営方針（2）</b></p>	<p>当該グループホームのサービスの提供にあたっては、「利用者を真ん中に」を基本として、その入居者の意思を最大限に尊重しつつ、すべての利用者に個別支援計画を作成し、入居者の立場に立ったサービスの提供に努めた。また重度障がいのある方に対しては、住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、エンパワーメントを高める支援を行いながら、個別支援計画に基づき必要に応じて入浴、排せつ及び食事の介護等の支援を行った。</p> <p>また地域生活支援拠点機能の多機能拠点として、①居住の場の確保＝グループホームにおける「お試しGH（体験利用）」、短期入所では「お助けSS（緊急時預かり）」、②24時間365日の相談支援等体制＝障がい者緊急時支援事業「安心かけつけ」を担った。</p> <p>さらに様々な事情を抱える方を受け入れており、例えば、介護者の急病や障がい者の状態の変化により居宅での生活が困難になった方については、市や基幹相談支援センターと調整を図りながら支援を行った。また虐待の対応について、家族との分離が必要な場合には、浦安市権利擁護センターと緊密な連絡を取りながら緊急的な受け入れを行った。</p> <p>地域との交流については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により交流事業を控え、入居者家族の面会についても、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、ユニット（施設内）に入ることを制限した。但し、ベランダに特定のルートを設置したり、別途、面談室を設けて面会ができるよう工夫するなどして、面会の機会を設けた。このような対応を図ることにより、グループホームの利用に慣れていない入居者の心の安定を図ることができ、今後のグループホームの生活について前向きに取り組むことができるようになった。</p> <p>（令和4年度以降の取り組み）</p> <p>今後も地域生活支援拠点の機能を有するグループホームとして、基幹相談支援センターや相談支援事業所、障害福祉サービス事業所などの関係機関と連携を図りながら緊急時の受け入れを行っていく。</p> <p>また当該グループホームは、重度障がい者（障害支援区分4以上）を15人受け入れていることから、特に自ら意思を決定することが困難な障がいのある方に対しては、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定ガイドライン」を活用し、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援を提供していく。</p> <p>さらに重度障がい者の中でも、行動障がいのある方に対しては、入居者自身の障がいによるものだけでなく、支援者も含めたグループホームの環境の問題も大きく影響することから、入居者の障がい特性や個別的なニーズを把握するため、きめ細やかなアセスメントを行ったうえで環境の構造化を図るとともに、また適切な支援を行う職員の人材育成を図るため、強度行動障害支援者養成研修や、県や市、法人内で行う虐待防止に関する研修に積極的に参加する。</p> <p>令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、体験利用のニーズが少なかったことから、関係機関と連携を図りながら、体験利用の居室の稼働率を上げていく。</p>	<p>—</p>
<p><b>4 サービス内容（1）</b></p>	<p>○事業目標</p> <p><b>1. 入居者支援</b></p> <p>個別支援計画に基づいた支援を行った。生活面で介助が必要な方には、状況に応じて世話人または生活支援員が支援を行った。居住棟の2階9名と3階10名の共同生活住居は、それぞれ二分した4ユニットで、1ユニット6名とした。3ユニットのグループホームのうち1ユニットが女性、3ユニットを男性が利用した。日中及び夜間は各住居に職員が常駐し、必要な支援を行った。</p> <p>支援に際しては、ふる里学舎浦安デイサービスセンター（居住棟）をバックアップ施設として、必要に応じサポートを得た。</p>	<p>—</p>

<p>4 サービス内容（2）</p>	<p>○具体的な支援内容</p> <p><b>（調理・栄養管理）</b>          栄養士の立てる献立表により、栄養と心身の状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供した。</p> <p><b>（洗濯）</b>          利用者に応じて職員が支援し、施設で行えないものに関しては、家族で対応していただいたり、また利用者や家族の理解を得たうえでクリーニングにて対応した。</p> <p><b>（入浴）</b>          基本的には、入居者全員、毎日実施した。また利用者の個々の介護度に合わせて各ユニットの浴室、居住棟1階の大浴室、通所棟の機械浴を使い分け活用した。</p> <p><b>（排せつ・着脱衣）</b>          利用者の状況によって適切な支援を行った。</p> <p><b>（清掃）</b>          清潔な環境を保つため、日常的に世話人及び生活支援員が対応し、週末については入居者の更なる地域生活を推進するためのステップとなるよう、入居者にも共有スペースの美化に努めてもらった。</p> <p><b>（睡眠）</b>          心身の安定が図られるよう十分な睡眠の確保に努めた。</p> <p><b>（整容）</b>          個性に配慮し、適切な整容が行われるよう支援した。</p> <p><b>（移動）</b>          日常生活が円滑に過ごせるよう、状況に応じて支援した。</p> <p><b>（日中活動）</b>          職場、通所事業所と連携し充実した日常生活が送れるようサポートした。</p> <p><b>（コミュニケーション）</b>          コミュニケーションが上手く図れるよう支援する。</p> <p><b>（余暇）</b>          個人あるいはグループホーム内の交流を含め、年間計画に基づき行事や外出を企画した。また要望に応じ、休日及び日常の余暇活動の使い方について適切な助言を行った。また本人のみならず家族からのニーズも踏まえたうえで余暇の充実を図り、個々の外出等で利用される移動支援等のヘルパー事業所とは連絡調整を密に行った。</p> <p><b>（相談）</b>          利用者及びその家族からの相談については、誠意を持って応じ可能な支援を行った。</p> <p><b>（健康管理）</b>          看護師と常時連携しながら、通院調整など、入居者の疾病予防や健康管理に努めた。入居者に体調に変化が認められ医師の診断が必要と判断した場合には、医療機関で診察を受け適切な対応した。また入居者の服薬管理は基本的には自己管理となるが、状況に応じて職員が支援した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者の適正体重の把握及び継続ができるよう支援を行った。</li> </ul>
--------------------	---

<p><b>4 サービス内容（3）</b></p>	<p>・入居者のうち向精神薬服薬者、または定期処方者（慢性疾患）については、毎月1回受診できるよう支援し、医療機関等の助言を受けながら、慎重に支援した。・入居者の健康診断については、基本的には通所事業所や職場にて受けてもらったが、困難な場合には、グループホームで対応した。</p> <p><b>（就労支援）</b>                  利用者の状況に応じて、就労先等との連絡調整を行った。</p> <p><b>（相談支援）</b>                  利用者及びその家族からの相談については、誠意をもって応じ、可能な限り入居者が必要とする相談支援を行った。保護者に対しては、入居者の生活状況や家庭での様子などについて情報交換を密に行った。また必要に応じて話し合いの場を設け、信頼関係づくりに努めた。</p> <p><b>（社会活動支援）</b>                  地域資源を活用した支援を行った。</p> <p><b>（記録の保管）</b>                  利用者に関する記録は契約終了後においても、定める期間内において適切に保管した。</p> <p><b>（記録の閲覧）</b>                  書面による利用者からの申し出により、決められた日時、場所でこれを閲覧することができるようにした。</p> <p><b>（情報提供）</b>                  入居者に必要な障がい福祉サービスや各種制度等の情報提供を適宜行った。</p> <p><b>（感染予防対策）</b>                  新型コロナウイルス感染予防対策として、各ユニットの清掃や消毒、マスクの着用に努めた。</p> <p><b>（安全管理）</b>                  防災マニュアルを整備し、災害に備えた防災訓練を年1回実施した。衛生管理等についても定期的に行った。</p> <p><b>（金銭管理）</b>                  運営事業者である（福）佑啓会が規定する預かり金管理要綱に基づき適正に行った。</p> <p><b>2. 他機関との連絡調整</b>                  入居者の就労している企業、通所している事業所、相談支援専門員、居宅介護事業所、後見人等との連絡調整を行った。また退去者がでた際には、浦安市へ報告し、次の入居者について市の方針に従い調整会議を踏まえたうえで、入居者を決定した。また当該グループホームは、通過型であることから、在籍時から相談支援専門員や関係機関等とは連携を密にし、次のステップを模索する体制を整えた。</p> <p>○自己評価【事業者記入欄】                  （令和3年度の取り組み）                  食事については、入居者のニーズを踏まえ、栄養士が栄養と心身の状況に応じた献立を提供した。また家事については、入居者の自立を支援するため、基本的には利用者が行えるよう支援を行い、できない部分については、入居者に了承を得た上でグループホーム側で行った。</p>	<p>—</p>
---------------------------	---	----------

<p><b>4 サービス内容（4）</b></p>	<p>余暇活動については、近年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、生活に必要な買い物や通院、手続き等を除き、外出を控えることがあったが、できる限り、散歩や買い物などの外出の機会を設け、外出の機会が少なくなった事への対応としては、グループホーム内で定期的にホームパーティ形式での食事やスポーツ観戦を行い余暇活動の充実に努めた。このような活動を通じて、利用者同士のコミュニケーションを図ることにより、社会の中で暮らしていくコミュニケーションスキルを高めることができた。</p> <p>グループホーム入居者の日中活動場所については、生活介護9人、就労継続支援B型6人、当該グループホーム内は2人となっている。</p> <p>安全管理対策として、防災訓練を1回以上実施するとともに、福祉避難所として市と協定を締結し、福祉避難所として必要な発電機や蓄電池、食料品、飲料水、感染防止用具等の備品を備蓄した。</p> <p>（令和4年度以降の取り組み）</p> <p>当該グループホームは通過型であるため、入居者の今後の生活を見据え、自立に向けた支援を行う。また入居者がスポーツや文化・芸術活動などの社会参加は生活を豊かにし地域とのつながりを強める重要なものであることから、今後は新型コロナウイルス感染症の感染状況をみながら、事業計画に基づき活動を実施していく。</p> <p>また当該グループホームは重度障がい者も複数入居していることから、災害時において安全に避難し、また福祉避難所として円滑な運営ができるよう、引き続き定期的に訓練を実施する。</p>	<p>—</p>
---------------------------	--	----------

**5 運営・設備・人員等**

（根拠法令）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）

項目	各種法令に基づき取組むべき内容	○自己評価【事業者記入欄】	要望・助言・評価【市町村協議会等記入欄】
(1) 説明・同意	<p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>・サービス利用の申し込みがあった時は、障がいの特性に配慮しつつ、当該利用申込者に対し、運営規定の概要、従業者の勤務体制、重要事項説明書等の文書を交付して説明し同意を得る。（第9条）</p>	<p>サービス利用の申し込みがあったすべての方に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、重要事項説明書等の文書を交付して説明し、同意を得たうえで、サービス提供を行った。</p>	<p>—</p>
(2) 提供拒否の禁止	<p>（提供拒否の禁止）</p> <p>・正当な理由がなく、サービスの提供を拒んではならない。（第11条）</p>	<p>入居者の利用ニーズや家庭環境等を踏まえ、市が設置する入居者調整会議を経た上で、入居者を決定しており、サービスの提供拒否は行っていない。また当該施設のグループホームは、緊急時の受入れや体験利用の機能も有することから、市と調整を図ったうえで、利用者の受入れを行った。特に、利用者家族のレスパイトを目的として利用される方が多く、その家族の介護の負担軽減を図ることができた。</p>	<p>—</p>

(3) 調整等協力	(連絡調整に対する協力) ・サービスの利用について、市、相談支援事業所が行う連絡調整に対し、できる限り協力する。(第12条)	市、相談支援事業所等が行う連絡調整に応じるとともに、日中サービス支援型グループホームに入居する利用者の支援について、市、相談支援事業所等と情報を共有しながら、利用契約書に基づき、個別支援計画書を作成した。	—
(4) 提供困難時の対応	(連絡調整に対する協力) ・サービスの利用について、市、相談支援事業所が行う連絡調整に対し、できる限り協力する。(第13条)	質の高いサービスを提供するため、市、相談支援事業所等が行う連絡調整に応じるとともに、必要に応じて、各関係機関から構成されるケア会議等に参加した。	—
(5) 申請援助等	(受給資格の確認) ・サービス提供を求められた時は、その者の提供する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量の確認を行う。(第14条) (介護給付費の支給申請に係る援助) ・サービスの利用申し込みがあったときは、その者の意向を踏まえ速やかに介護給付費支給の申請が行われるよう、必要な援助を行うとともに、サービス利用の更新の場合にも、必要な援助を行う。(第15条)	市が発行する受給者証の内容を確認したうえで、サービス利用者と契約の締結を行った。またサービスの利用申し込みがあった方については、その方の利用意向を踏まえ、グループホームの待機者として、市に相談するよう促した。また利用者のうちサービス利用の更新にあたっては、相談支援事業所と連携を図るなどして、支給決定期間が失効しないよう対応した。	—
(6) 利用者の状況把握	(心身の状況の把握) ・サービスの提供にあたり、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。(第16条)	利用契約時において、利用者の心身の状況や、医療機関の受診状況、福祉サービスの利用状況等の確認を行った。入居者の多くは、基礎疾患があったり、精神科への通院治療が必要であることから、当該グループホーム従業員による通院介助や、居宅介護の通院介助等のサービスを利用するなどして、利用者の健康管理を行うことができた。	—
(7) 福祉サービス事業所の連携	(指定障害福祉サービス事業所等との連携) ・サービスの提供にあたっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市及び福祉サービス事業所、保健医療等との連携に努める。またサービスの終了にあっても同様とする。(第17条)	利用者の状況に応じ、福祉サービス事業所、保健医療等の連携を図り、質の高いサービスの提供に努めた。	—

(8) 金銭支払いの範囲	<p>(金銭支払の範囲等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者から金銭の支払いを求めるものとして、直接利用者の便益を向上させるものであり、当該利用者に支払いを求めることが適当であるものに限る(第20条)</li> <li>・金銭の支払いを求めるときは、その理由について書面で明らかにするとともに、その利用者に対し説明を行い同意を得る。(第20条)</li> </ul>	<p>利用契約時において説明を行った。金銭支払いの内容については、重要事項説明書に規定している。</p> <p>(金銭支払いを求める内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食費</li> <li>・家賃及び光熱水費</li> <li>・金銭管理費</li> <li>・行事費(実費相当分)</li> <li>・外出等の付き添い費 等</li> </ul>	—
(9) 緊急時等の対応	<p>(緊急時等の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。(第28条)</li> </ul>	<p>緊急時に速やかに対応できるよう、職員連絡網を作成するとともに、利用者の基礎疾患やかかりつけ医、障がいの状況、家族の連絡先等を把握して対応した。</p>	—
(10) 業務継続計画	<p>(業務継続計画の策定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための「業務継続計画」を策定し、必要な措置を講じる。(第33条の2)</li> <li>・従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。(第33条の2)</li> <li>・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。(第33条の2)</li> </ul>	<p>利用者に対し継続的にサービスを提供するため、業務継続計画を策定し、従業者に周知した。</p>	—

<p>(11) 身体拘束の禁止</p>	<p>(身体拘束等の禁止)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急時やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動する制限行為を行わない。(第35条の2)</li> <li>・やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに棋院給仕やむを得ない理由その他必要な事項を記入しなければならない。(第35条の2)</li> <li>・身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。(第35条の2) <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会の開催</li> <li>・指針の整備</li> <li>・研修会の実施</li> </ul> </li> </ul>	<p>身体拘束等を行わないよう、利用者の心身の状況に合わせ、グループホーム内の環境調整等を図っている。また従業員は、定期的に障害者の虐待防止や、差別解消に係る研修会に参加するなどして、資質の向上を図った。</p> <p>(具体的な研修の参加)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県虐待防止研修への参加</li> <li>・法人内で虐待防止研修会の開催</li> </ul>	<p>—</p>
<p>(12) 秘密保持</p>	<p>(秘密保持等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。(第36条の1)</li> <li>・従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。(第36条の2)</li> <li>・他の障害福祉サービス事業者等に対し、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得る。(第36条の3)</li> </ul>	<p>個人情報保護については就業規則等に、個人情報の不正利用の禁止等について規定している。</p> <p>従業者に対しては、個人情報の取り扱いを含め、服務規程等についての研修を行った。</p> <p>また雇用契約時において誓約書を取り、従業者でなくなった場合にも、個人情報の漏えいを行わないようにしている。</p>	<p>—</p>
<p>(13) 事故発生時の対応</p>	<p>(事故発生時の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供中に事故が発生した場合は、県、市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。(第40条の1)</li> <li>・事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。(第40条の2)</li> <li>・利用者に対するサービス提供中により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。(第40条の3)</li> </ul>	<p>事故発生等の緊急時の対応ができるよう、普段から利用者家族等の緊急連絡先の確認を行うとともに、損害賠償にも対応するため、施設賠償保険に加入している。</p>	<p>—</p>

<p>(14) 支援計画の策定</p>	<p>(支援計画の策定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討を行う。（第58条の2）</li> <li>・アセスメントにあたっては、利用者面接して行う。（第58条の3）</li> <li>・アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活の質の向上を図るための課題、目標及び達成時期、留意事項等を記載した支援計画案を作成する。（第58条の4）</li> <li>・支援計画の作成に係る担当者会議を開催し、支援計画案について意見を求める。（第58条の5）</li> <li>・支援計画案の内容について利用者又はその家族に対し説明を行い、文書により利用者の同意を得る。（第58条の6）</li> <li>・支援計画を作成した際には、当該支援計画を利用者に交付する。（第58条の7）</li> <li>・支援計画の作成後、支援計画の実施状況の把握（モニタリング）を行い、少なくとも6月に1回以上、支援計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行う。（第58条の8）</li> </ul>	<p>利用者の心身や日常生活全般の状況等を把握し、利用ニーズを踏まえたうえで個別支援計画を作成し、利用者本人からの同意を得ている。また当該グループホームは、地域移行を図るための通過型のグループホームであることから、退居後も利用者の希望する暮らしを送ることができるよう、中長期的な視野を持ちながら、個別支援計画を作成した。さらに個別支援計画の作成後も、モニタリングを行い、個別支援計画の見直しを行っている。</p>	<p>—</p>
<p>(15) 相談及び援助</p>	<p>(相談及び援助)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。（第60条）</li> </ul>	<p>利用者及びその家族等の状況を踏まえ、相談に適切に応じるとともに、必要であれば申請手続き等必要な支援を行っている。</p>	<p>—</p>



(16) 非常災害対策	<p>(非常災害対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知する。(第70条の1)</li> <li>・非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。(第70条の2)</li> <li>・訓練の実施にあたり、地域住民の参加が得られるよう連携につとめる。(第70条の3)</li> </ul>	<p>重度障がいのある方も利用できるグループホームとして、消防法及び消防法施行令(6項口の規定)を順守し、火災通報装置、スプリンクラー、救助袋、誘導灯、通報装置等の消防設備を設置している。また火災等による被害を防止するため、防火管理に係る消防計画を作成し、防火管理上必要な業務(防火管理業務)を計画的に行う責任者として、防火管理者を配置している。</p>	—
(17) 衛生管理	<p>(衛生管理等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の使用する設備及び飲用する水について、衛生的な管理に努め、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行う。(第90条の1)</li> <li>・感染症又は食中毒が発生し、まん延しないよう必要な措置を講じる。(委員会の開催、指針の作成、訓練等)(第90条の2)</li> </ul>	<p>感染症又は食中毒が発生、まん延しないよう、利用者及び従業員に対し、手洗い、手指消毒、マスクの着用を徹底した。また新型コロナウイルス感染症の対応として、国及び市からの通知に基づき、適切に対応するよう、従業員に周知徹底を行った。さらに利用者の中で、新型コロナウイルス感染症に感染または濃厚接触した際には、他の利用者とは生活空間を分離し、看病・介護等を行った。入居者の食事については、施設管理者や栄養士等の管理の下、厨房にて調理を行い、調理後は時間を置くことなく利用者に提供している。</p>	—
(18) 基本方針	<p>(基本方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常時介護を要する利用者に対し、支援体制を確保し、入浴や排せつ、食事の介護その他日常生活上の支援を効果的に行う。(第213条の3)</li> </ul>	<p>常時介護を要する利用者に対しては、国基準以上の従業員を配置し、支援計画に基づき、入浴や排せつ、食事の介助等の日常生活上の支援を行っている。</p>	—

<p>(19) 従業者の員数 (①世話人)</p>	<p>・日中サービス支援型グループホームに置くべき従業員及び員数が配置されているか。(第213条の4)</p> <p>(①世話人) 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型グループホームの提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型グループホームごとに、常勤換算方法で、利用者の数を5で除した数</p>	<p>国の基準に従い、従業員を配置している。</p> <p>(国基準) グループホーム19人定員→3.8人(4人の配置)</p> <p>(現状) 世話人(常勤換算)1人、世話人(常勤換算)3人</p>	<p>—</p>
<p>(19) 従業員の員数 (②生活支援員)</p>	<p>(②生活支援員) 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型グループホームの提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型グループホームごとに、常勤換算方法で、次のイからニまでに掲げる数の合計数以上</p> <p>イ 区分3に該当する利用者数を9で除した数 ロ 区分4に該当する利用者数を6で除した数 ハ 区分5に該当する利用者数を4で除した数 ニ 区分6に該当する利用者数を2.5で除した数</p>	<p>国の基準に従い、従業員を配置している。</p>	<p>—</p>
<p>(19) 従業員の員数 (③サービス管理責任者)</p>	<p>(③サービス管理責任者) 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型GHの提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援GHごとに、常勤換算方法で、次のイとロに掲げる数の合計数以上</p> <p>イ 利用者の数が30人以下 1以上 ロ 利用者の数が31人以上 1に、利用者が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p>	<p>国の基準に従い、従業員を配置している。</p>	<p>—</p>

(19) 従業者の員数 (4)その他	(4)夜間支援従業者) 世話人・生活支援員の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上  (常勤の配置) 世話人及び生活支援員は、1人以上常勤	国の基準に従い、従業員を配置している。	—
(20) 設備 (1)立地条件)	(1)設備) ・共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるか(第213条の6の1)	当該グループホームについては、シビックセンター東野地区に整備し、これらの地区は地域住民との交流が確保される住宅地の中にある。また入所施設又は病院の敷地外に設置されている。	—
(20) 設備 (2)入居定員)	(2)入居定員) ・日中サービス支援型グループホームは、1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は4人以上(第213条の6の2)	国の基準に従い、従業員を配置している。	—
(20) 設備 (3)住居配置)	(3)住居配置) ・構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されているか(第213条の6の3)	グループホーム19室のうち3室は、重度障がいや車いす利用などの身体障がいのある方にも対応できるよう、国基準よりも広い居室を設置している。またその居室内には、トイレ及び洗面台も設置している。	—
(20) 設備 (4)部屋の構造)	(4)部屋の構造) ・構造上、共同生活住居ごとに独立性が確保されている。(第213条の6の4)	すべて個室による対応となっており、利用者のプライバシーが確保されている。トイレ及び洗面台、浴室については、ユニットごとに2か所ずつ設置している。	—
(20) 設備 (5)入居定員)	(5)入居定員) ・共同生活住居の入居定員を2人以上20人(県が特に必要があると認める時は30人)(第213条の6の5)	1ユニット6人、共同生活援助あたり19人を利用定員としている。	—
(20) 設備 (6)改築入居定員)	(6)改築入居定員) ・改築する場合の共同生活住居の入居定員を2人以上30人(第213条の6の6)	新築のため非該当。	—

(20) 設備 (⑦ユニット)	(⑦ユニット) ・共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けているか(第213条の6の7)	3ユニット設置している。各居室にベッド及び吊戸棚を設置し、重度障がいや車いす利用などの方も利用できる特別室の3室には、トイレを設置している。	—
(20) 設備 (⑧ユニット定員)	(⑧ユニット定員) ・ユニットの入居定員は、2人以上10人以下(第213条の6の8)	1ユニットの入居定員は6人とし、性別や障がい特性等に配慮して、ユニット分けをしている。	—
(20) 設備 (⑨交流設備)	(⑨交流設備) ・ユニットには、居室及び居室に近接して設けられることとし、その基準は以下のとおり。 一の居室の定員は、1人とする(利用者のサービス提供上必要と認められる場合2人) 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上(第213条の6の9)	・一の居室の定員は1名 ・一の居室の面積は、特別室21.5㎡、一般居室13.7㎡  1ユニット内には、共有スペースとして、トイレ2か所、浴室2か所、相談室1室、倉庫1か所、リビングダイニング、キッチンを設置し、家庭的な雰囲気のもと運営を行っている。	—
(21) 実施主体	(実施主体) ・日中サービス支援型グループホームは、当該日中サービス支援型グループホームと同時に、短期入所(ショートステイ)を行う。(第213条の7)	同一建物内に、グループホームに加え、緊急時の受け入れを行うことができる短期入所(ショートステイ)を5床整備している。またこの短期入所(ショートステイ)については、緊急及び一時的な支援等に対応するため、市の地域生活支援拠点の多機能拠点として、緊急の受け入れのための居室を常に確保している。またその受け入れについては、必要に応じ、24時間365日体制で受け付けた。さらに近親者からの虐待事案や、単身生活者の生活の立て直しの為など、市や基幹相談支援センターと連携して対応した。	—
(22) 介護及び家事等 (①介護技術)	(①介護技術) ・介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。(第213条の8)	個別支援計画に基づき、利用者の自立や日常生活の充実に資するよう支援を行っている、また当該グループホームの管理者及び世話人、生活支援員については、定期的に研修会に参加するなどして、質の向上に努めた。	—

(22) 介護及び家事等 (②家事支援)	(②家事支援) ・調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行う。(第213条の8)	利用者の利用ニーズや、その利用者の心身の状況等を考慮しながら、支援計画に基づき、原則的には、調理、洗濯その他の家事等は、利用者と一緒にいった。	—
(22) 介護及び家事等 (③職員配置)	(③職員配置) ・常時1人以上の従業者を介護又は家事等に従事させなければならない。(第213条の8)	当該グループホームは、障害支援区分4以上の方が15人入居しており、介護及び家事等の支援が必要であることから、介護等を行える世話人及び生活支援員を配置している。	—
(22) 介護及び家事等 (④外部支援者)	(④外部支援者) ・日中サービス支援型グループホームの従業者以外の者に、介護又は家事等を行わせてはならない。(第213条の8)	当該グループホームの世話人及び生活支援員が、利用者の介護、家事等を行っている。外部の障害福祉サービス事業所等の職員には支援を行わせていない。	—
(23) 便宜供与 (①社会生活支援)	(①社会生活支援) ・利用者の身体及び精神の状況又は置かれている環境等に応じ、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行っているか。(第213条の9)	日常生活の介護のみならず、利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の社会生活上の支援にも努めている。コロナ禍においては、グループホーム内で行える活動（ホームパーティ形式の食事、テレビのスポーツ観戦等）を行った。	—
(23) 便宜供与 (②連絡調整)	(②連絡調整) ・利用者について、特定相談支援を行う者又は他の障害福祉サービスを行う者等との連絡調整に努める。(第213条の9)	地域生活支援拠点の多機能拠点として、より多くの方々の地域生活を支える機能とするため、グループホームを「終の棲家」ではなく、通過型と位置付けている。そのため、入居時から相談支援機関や地域のグループホームと情報交換をしながら、入居者の次のステップを見据えた支援をしている。そのため区分の高い方の特例でもある、ホームヘルパー等も入居者の希望により導入しており、連携して支援した。	—
(23) 便宜供与 (③手続き)	(③手続き) ・利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、その者又は家族等が行うことが困難な場合は、その者の同意を得て代って行う。(第213条の9)	利用者及びその家族の置かれている環境を踏まえながら、必要な時には、利用者及びその家族の同意を得たうえで、申請等の手続きを行っている。	—
(23) 便宜供与 (④交流機会の確保)	(④交流機会の確保) ・常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会の確保に努める(第213条の9)	アセスメント等を行うため、定期的に利用者とその家族との面接等を行った。	—

<p>(24) 協議の場の設置 (①評価)</p>	<p>(①評価) ・日中サービス支援型グループホームは、サービスの提供にあたり、自立支援協議会等に対して実施状況を報告し、協議会等から必要な要望・助言等を聞く機会を設ける。(第213条の10)</p>	<p>令和4年2月24日に開催した令和3年度第4回自立支援協議会において報告を行うとともに、同協議会の委員から個別に意見を伺った。</p>	<p>—</p>
<p>(24) 協議の場の設置 (②記録)</p>	<p>(②記録) ・日中サービス支援型グループホームは、自立支援協議会への報告内容、その評価、要望、助言等についての記録を整備する。(第213条の10の2)</p>	<p>令和4年2月24日に開催した令和3年度第4回自立支援協議会において報告を行うとともに、同協議会の委員から個別に意見を伺ったうえで、要望、助言については、記録として整備する予定。</p>	<p>—</p>

## 地域生活支援事業（日中一時支援・移動支援）について

### 1 現状・課題

平成18年に障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）が施行され、本市では、障がいのある方を日常的に支援（介護）している家族等の一時的な休息を促すため、平成18年10月から地域生活支援事業のひとつである日中一時支援事業を実施しました。

また、平成19年4月からは、障がいのある方が円滑に外出し、自立生活及び社会生活を営むことができるよう、移動支援事業を実施したところです。

このような中で、障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の施行から14年が経過し、全国の障害福祉サービス等の利用者は約120万人、国の予算額は約1.6兆円とそれぞれ約3倍に増加するなど、障がいのある方の支援は年々拡大傾向にあります。

また、障がい者の重度化・高齢化や、精神障がいのある方や医療的ケアを必要とする方の増加に伴うニーズ等に対応するため、国は令和3年度に報酬改定を行ったところです。

本市が実施している日中一時支援事業及び移動支援事業についても、利用者や市の予算額の増加、ニーズの多様化等に対応するため、取り組みを進める必要があります。

このようなことから、利用実態やニーズ等を把握するため、当該事業の利用者及びサービスを提供する事業所に対し、アンケート調査を実施します。

### 2 現在の事業内容

#### (1) 日中一時支援

##### ① 目的

障がいのある方の日中における活動の場を確保することにより、障がいのある方の家族の就労を支援し、また家族の一時的な休息を促し、もって障がいのある方の福祉の増進を図ることを目的とする。

##### ② 利用対象者

- ・浦安市民の障がいのある方
- ・浦安市が援護している障がいのある方

##### ③ サービス内容

日中において支援する方がいないため、一時的に見守り等の支援が必要となる障がいのある方に対し、活動の場を提供し、見守り及び社会に適應するための日常的な訓練その他の支援を行う。

##### ④ 給付費（利用助成金）

区分		基準額	給付額（支給額）	
			市民税課税世帯者	市民税非課税世帯者
日中一時支援	指定短期入所事業所が同一施設内で事業を行う場合	障害支援区分1・2 障害児支援区分1	1時間につき480円	基準額の100分の90に相当する額
		障害支援区分3・4 障害児支援区分2	1時間につき680円	
		障害支援区分5・6 障害児支援区分3	1時間につき880円	
	上記以外の場合	障害支援区分1・2 障害児支援区分1	1時間につき1,620円	

	障害支援区分3・4 障害児支援区分2	1時間につき1,820円		
	障害支援区分5・6 障害児支援区分3	1時間につき2,020円		
送迎サービス		片道1回につき500円		

## (2) 移動支援

### ① 目的

障がいのある方が円滑に外出し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がいのある方の移動を支援することにより、障がいのある方の福祉の増進を図ることを目的とする。

### ② 利用対象者

- ・浦安市民の障がいのある方
- ・浦安市が援護している障がいのある方

### ③ サービス内容

障がいのある方の移動（社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出、営業活動に係る外出及び通年かつ長期にわたる外出を除く。）を個別的に支援する。

### ④ 給付費（利用助成金）

区分	基準額	給付額（支給額）	
		市民税課税世帯者	市民税非課税世帯者
身体介護を伴う場合	1時間まで4,000円 （以後30分を増すごとに1,700円を加算した額）。但し、30分を超えない利用にあつては、2,400円とする。	基準額の100分の90に相当する額	基準額に相当する額
身体介護を伴わない場合	1時間まで2,400円 （以後30分増すごとに1,200円を加算した額）		

## 3 調査対象者

### (1) 日中一時支援・移動支援事業の利用者調査

日中一時支援 389名  
移動支援 412名

### (2) 日中一時支援・移動支援事業を提供する市内事業所調査

日中一時支援 17事業所  
移動支援 25事業所

## 4 調査方法（予定）

### (1) 日中一時支援・移動支援事業の利用者調査

各事業所を通じたWEBアンケート調査

### (2) 日中一時支援・移動支援事業を提供する市内事業所調査

WEBアンケート調査



## 5 調査項目

### (1) 日中一時支援・移動支援事業の利用者調査

- ・基礎的事項  
 年齢、障害別（身体・知的・精神（発達）・難病）、障害等級（身体1級～7級）、知的  
 ○A～Bの2、精神1級～3級）、障害支援区分（1～6）、医療的ケアの有無、身体介  
 護の有無 等
- ・事業に対する意見  
 利用方法（運用）、給付額、請求方法 等
- ・サービスの満足度  
 職員（支援員）の態度、職員（支援員）の専門性、施設設備 等
- ・サービスに対する利用料金についての評価  
 サービス料、その他利用料（実費負担分） 等
- ・その他意見

### (2) 日中一時支援・移動支援を提供する市内事業所調査

- ・基礎的事項  
 利用定員、職員数、営業時間、サービス提供時間、主たる障がい、送迎の有無 その他  
 サービスの実施状況 等
- ・事業に関する意見  
 事業運用、給付額、請求方法 等
- ・今後の事業展開  
 今後の障害福祉サービスの事業展開について
- ・その他意見

## 6 調査実施時期

令和4年9月～12月

## 7 利用者・給付額（参考）

		H20	H21	H23	H25	H27	H29	R 1
日 中	実人数（人）	14	180	183	389	317	362	388
	給付費（千円）	784	36,234	123,684	135,497	188,618	251,203	275,584
移 動	実人数（人）	166	179	230	323	376	444	458
	給付費（千円）	45,413	49,125	88,582	110,760	151,297	166,034	177,894

## 令和3年度 基幹相談支援センター運営事業 事業報告

### 1. 業務時間と職員体制

職員体制	窓口開設時間	相談対応時間	窓口開設時間外は 緊急携帯電話にて 対応
常勤4名 非常勤 常勤換算1名以上	月～金 9:00～19:00 土 9:00～17:00	24時間 365日	

※計画相談支援事業実施のため職員1名配置※

### 2. 個別の相談対応

	実績（令和3年4月～令和4年3月）
実人数	280人（男性166人、女性110人、不明4人） [特記①] 全体の48%が初めて基幹相談支援センターにつながった方 [特記②] 計画相談支援ケースは13名、市内、市外の相談支援事業者に移管。（現在、契約者数70名） [特記③] 年齢内訳は10～30代で半数／40～50代で半数 [特記④] 成年後見制度利用や虐待防止の取り組みに関する支援を実施した方、36名 [特記⑤] 居住サポート支援を実施した方、9名
延べ人数（延べ稼働）	21,016人
相談件数	27,180件
障がい種別割合（実人数）	知的20.6% 精神19.9% 発達9.6% 難病6.4% 身体4.3% 身・知2.8% 高次脳2.5% 知・精2.8% 重心1.8% 身・精1.4% その他27.8% [特徴①] 精神障がいの方への支援が増加 [特徴②] 障害者手帳未所持の方からの相談依頼が増加
障がい種別割合（延べ人数）	知的23.7% 知・精15.7% 精神14.7% 重心13.3% 難病11.6% 発達6.1% 身・知3.6% 高次脳2.1% 身体2% 身・精1.8% その他5.4%
相談形態	訪問 528件 来所 365件 同行 131件 電話 4071件 メール 274件 関係機関との連携 13679件 関係者会議 199件 その他 1769件
対応時間	窓口開設時間内 19369件 窓口開設時間外対応 1647件（全体の8.5%） [入電・対応内容] ・発熱不安（ワクチン接種拒否しているが不安） ・家庭内暴力発生→家族から緊急通報 ・精神障がいの方（身体や知的等の重複の方含む）の不調対応 →警察への捜索願い、家族との橋渡し、千葉県庁との調整など ・浦安警察からの問い合わせ →身元確認の問い合わせ（泥酔した状態で発見した） ・多機能拠点との協働対応 ・当事者世帯からの緊急対応要請

**令和3年度の個別相談事例の特徴**

- ① 世帯構成が7040から9060世帯事例が39事例  
→支援導入を試みている状況、福祉サービス利用に至った事例、強制入院から精神科医療、福祉サービスにつながった事例、保護者の方からの相談を受けている段階の事例など様々な状況にあり、委託相談支援事業所に申し送りした事例を含む。
- ② ひきこもり状態（社会との接点がない、障害福祉サービス利用なしなど）にある事例が51事例  
→家族からの相談をうけている事例、ご本人アプローチを試みている事例、福祉サービスや医療につなげた事例など。
- ③ セルフネグレクトの状態にあると考える事例  
→セルフネグレクトと認定された事例、支援導入（制度利用や医療）につなぐことができた事例、ご本人に会うことができなかった事例など
- ④ 重度の障がい（知的、精神、身体障がいの方）の単身生活支援
- ⑤ 医療観察法下の事例

**3 地域の相談支援事業所への後方支援（困難ケース・ピアスーパービジョン）**

	実施内容（令和3年4月～令和4年3月）
実人数	<p>36人（男性 18人、女性 18人）</p> <p>[特記] 昨年度比、10名増 →出口支援会議、拠点会議にて後方支援開始 →基幹相談が担当していた基本相談事例が計画相談の利用となり担当する地域の相談支援事業者を後方支援 →基幹相談から移管された計画相談支援事例の引継ぎ過程での後方支援 →グループスーパービジョンでの事例検討にて後方支援開始 →地域の相談支援専門員からの個別相談</p>
延べ人数 (延べ稼働)	<p>732人 [特記] 延べ稼働は、昨年度比2.5倍</p>
相談件数	<p>788件</p> <p>[特記①] 相談件数は、昨年度比2.5倍 [特記②] ケース概要 ・要援護世帯、片親世帯→キーパーソン不在事例 ・自傷他害がある方の事例 ・医療的ケア事例 ・触法／虞犯少年事例</p>

#### 4 地域の相談支援体制の強化と取組み ①地域の相談支援事業者の人材育成の支援

実施内容	講師	対象者	実施月、回数	参加人数
グループスーパービジョン	武蔵野大学教授 岩本 操氏	相談支援専門員 及び相談員	6, 7, 9, 10, 12, 1, 2月 に開催 合計7回	のべ111名
相談支援実務者会議	—	相談支援実務に 携わっている相 談支援専門員及 び行政職員	5月26日 8月25日 1月25日	19名 17名 19名
連携会議	和洋女子大学 高木憲司氏	相談支援事業 者・民生委員・ 身体/知的障害 者相談員・各種 相談機関等職員	11月25日	32 名
公開事例検討会 「利用者さんは、どんな人？ 事例を元に見立力を高めよう」	精神科医 山科 満氏	医療・教育・福 祉分野の対人援 助に関わる支援 者	9月16日	24名

- ② 地域生活支援拠点の運営上の課題や仕組み、地域課題について検討し、機能強化を図る。  
令和3年度から開始した障がい種別ごとの委託相談支援事業者（3か所）との相談体制構築のための協議及び相談体制に関する課題解決のための検討。

実施内容	講師	対象者	実施日	参加人数
地域生活支援拠点運営 会議	—	基幹相談支援セン ター職員、多機能 拠点運営事業者、 行政職員	6月8日 9月29日 1月12日	5名 8名 5名
委託相談事業者連絡調整 会議	—	基幹相談支援セン ター職員、委託相 談支援事業所職 員、行政職員	6月8日 7月6日 8月25日 9月29日 10月20日 11月22日 12月14日 1月12日 2月15日 3月17日	8名 7名 9名 9名 13名 11名 11名 9名 9名 9名

### ③ 自立支援協議会の参加

内 容	参加回数
浦安市自立支援協議会にて、令和2年度基幹相談支援センターの実績について報告。	自立支援協議会 4回 (※書面開催含む) 合同部会 1回
[権利擁護部会] リーダーとして参加。浦安市における8050問題実態把握調査(プレ調査)実施。本調査実施にむけて議論を行った。	権利擁護部会 3回 作業チーム会議 1回
[就労支援部会・こども部会、地域生活支援部会] 委員として参加した。	就労支援部会 3回 こども部会 2回 地域生活支援部会 3回

## 5 令和3年度の取り組みから見える地域課題

**課題1** 以下の方たちが人的資源、居住資源の不足から、浦安での生活を維持することができない。

支援事例より：

1. 重度の身体障がいがあり、排泄、入浴、車いす介助が必要な方が暮らせない。
2. 難病等があり、医療ケアを受けるか受けないか、病状進行によって現れる症状を理解した上で、ご本人が選んだ生き方(=人生の終わり方)ができない。
3. 知的、精神の障がいの程度が重く、生活全般に支援が必要。聴覚過敏や対人スキルの低さから個の居住スペースと見守りが必要な当事者が生活を維持することができない。
4. 医療的なケア、行動障がいがある人たちが希望する生活をおくることができない。

なぜならば：

#### 【住まい】

1. 高額な家賃によって日常的な介助、介護が必要な重度の身体障がいがある方が、生活保護受給下での生活では単身用住居を見つけることができない(バリアフリー、車いすや装具、医療機器を置くスペースも必要)
2. 上記2の方には、24時間体制の看護体制と介護体制が整った住まいがなく、市内の療養型の病院は主として高齢者が入院しており、本人が希望する個室確保するには収入が足りず、経済的にも年齢からもそぐわない。積極的に医療ケアを受けながら暮らすことを希望していないご本人の看取りを支援できる暮らしの場がない。
3. 見守り体制と当事者にあった個別的な支援が一体的に支援提供できる居住資源が無い。  
※既存のグループホームには収入面や人員体制などで合致しない方たちの住まいがない※

#### 【人的資源の不足】

1. 介助者の不足(ヘルパーの不足)
  - ・週末に稼働できるヘルパーの不足(特に日曜日)
  - ・夜勤対応ができるヘルパーの不足
  - ・行動援護が提供できるヘルパーの不足(市外の事業者も新規利用者の受け入れが出来ない)
  - ・医療的なケアの提供が不足している。
  - ・重度訪問介護を提供する事業者の不足(居宅介護や移動支援など短い時間のケア提供が主となっている事業者が多い)

2. 相談支援専門員の不足と課題（意思決定支援）

- ・新規ケース受け入れ可能な事業所が少なく、相談支援専門員の数が足りない。  
（セルフプラン増加や、基幹相談支援センターが主担当となるケースワーク業務の比重が増え、本来基幹相談が担う機能が薄くなる）
- ・浦安で暮らすことを希望している方であっても、住まいや人材不足によって地元で暮らせない事態を市外に転居することで問題解決することへの意思決定支援との矛盾への問題意識の低迷（基幹相談支援センターを含めて、あきらめで解決する状況になっている）

**課題2** 引きこもり状態、家族と対立構造にある10代の子どもたち（その予備軍）への支援導入にむけての連携の仕組みが無い。

1. 未来の7040から9060世帯を防ぐために、最初に子どもたちや家庭状況の異変や困り感に気が付くのが学校だと考える。社会的な孤立状態にある家庭や児童などに対して、教育と福祉が連携することで生活支援や障がい特性に応じた体系的な支援が提供をするための連携の仕組みが必要。
2. 支援ノウハウや社会資源活用の実践例の共有。

## ■令和3年度地域生活支援拠点事業実績（令和4年3月31日時点）

令和4年3月31日現在の地域生活支援拠点の事業実績について、以下のとおり報告します。

### ○登録事業所（事業所別）

登録事業所数	総数	内 訳								
		相談系	GH	短期入所	生活介護	就労系	自立訓練	訪問系	児童系	その他
	55	20	3	4	5	10	1	1	6	5
市内事業所数	214	32	8	6	8	20	3	78	39	20

（説明）市内214事業所中、55事業所（26%）が地域生活支援拠点の登録を行っている。引き続き、事業所の登録参加を呼び掛けていく。

### ○登録事業所（担う機能）

登録事業所数	総数	内 訳				
		相談機能	緊急時受入れ・対応	体験の機会・場	専門的人材の確保 養成	地域の体制づくり
	55	18	20	27	12	49

（説明）障がい者等一時ケアセンターに加え、令和2年11月に東野パティオ内に緊急時の受入れを行う短期入所事業所を整備したことにより、以前と比べ緊急時の受入れ体制が充実しつつあると評価できるが、引き続き、障がい特性に対応したきめ細やかな支援体制が求められている。また、障がいのある方の地域移行等を推進するための「体験の機会・場」の充実を図るとともに、医療的ケアや行動障がいのある方への支援も行える人材を確保するための養成を行うなど、今後も取組みを進める必要がある。

#### ①相談機能

基幹相談及び委託相談、特定相談とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能。

#### ②緊急時受入れ対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態の変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

#### ③体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等にあたり、グループホーム等の障がい福祉サービスの利用や、一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。

#### ④専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な方や行動障がいを有する方、高齢化に伴い障がいが重度化した方等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。

#### ⑤地域の体制づくり

基幹相談及び委託相談、特定相談、一般相談等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

○「拠点会議」(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

拠点会議 開催実績	総件数		主催内訳			
			基幹相談支援センター主催		他支援機関主催	
	実件数	延件数	実件数	延件数	実件数	延件数
	3	3	3	3	0	0

(説明) 拠点会議は、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、現在、関わっている支援機関だけではなく、地域生活支援拠点全体での支援体制を構築したい場合、当該支援機関(主に相談支援事業所)が関係機関を招集して会議を開催し、地域生活支援拠点全体での支援策を講ずることを目的とします。関係機関には、基幹相談支援センター、多機能拠点事業所((福)佑啓会)、短期入所事業所、その他機関を想定しています。

拠点会議を上手に活用していただくため、相談支援事業所へ活用事例、方法等の周知を行っていきます。

○緊急対応(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

	事前登録 実人数	総件数		内訳			
				事前登録済		未登録	
		実人数	延件数	実人数	延件数	実人数	延件数
緊急駆け付け(緊急時支援事業)	34名	7名 (身4・ 知3)	37回 (身33・ 知4)	7名	37名	0名	0名
緊急受け入れ(短期入所)		13名	105日	6名	35名	7名	70名

(説明) 緊急時支援事業の利用に係る事前登録を行っている方は合計34人、そのうち7人(主たる障がい、身体障がい4人、知的障がい3人)の方に緊急対応(訪問)を行いました。

緊急時支援事業については、潜在的に利用したい方がいるのか周知が不足しているのかなど、今後、アンケート調査等を行いながら、分析を行っていきます。



令和3年度 緊急ショートステイ利用実績

1. 多機能拠点

氏名	年代	種別	SS利用期間	支給	契約	入口	出口	出口支援会議	拠点会議	その後
A	50	身体・精神	3日	×	×	本人の体調悪化、生活環境を整えるため				退院後、何度か定期利用あり。 本人の入院を機に利用なし。
B	20	精神・知的	11日	○	○	本人の不穏状態、アパートには返せないため			○	その後の利用あり
C	50	精神	6日	×	×	ソーシャルサポートセンターから要請。自傷行為の心配。	入院・通院ができたため解決			
D	20	身体	3日	○	○	父（介護者）の入院	父の復調			
E	30	知的	6日	○	○	母（介護者）の体調不良	他事業所の利用			
F	10歳未満	児童	25日	×	×	両親からネグレクト				児相一時保護⇒家庭復帰（要対協）
G	30	知的	20日	○	×	入院前の体調管理	本人の入院にて終了	○		退院後も定期利用あり
H	10	児童	6日	×	×	親子間トラブル	関係の修復 代替サービスでの調整			
I	10	児童	5日	×	×	本人の不穏による母子分離		○		継続的なサービス利用
I	10	児童	5日	○	○	本人の不穏による母子分離			○×3回	継続的なサービス利用
J	30	知的	4日	○	○	祖母の危篤により両親が帰省				
K	40	知的	7日	○	○	母（介護者）の骨折・入院	母の退院に伴い終了	○		
L	20	知的・精神	2日	○	○	本人の不穏状態	自宅に戻る			グループホーム等の検討、 継続的なサービス利用
L	20	知的・精神	3日	○	○	本人の不穏状態	自宅に戻る	○		グループホーム等の検討、 継続的なサービス利用
M	30	精神	2日	×	×	パートナーへの暴力	パートナーとの自宅に戻る	○		福祉サービスの利用に繋がる
N	10	手帳なし 未成年	17日	×	×	家族からの虐待⇒PTSD、トラウマからの帰宅拒否	両親の協議の結果、自宅に戻る	○		福祉サービスの利用はなし

利用実人数	13名（※Nさんは短期入所ではなく実費での利用）	支給あり	契約あり			出口支援会議	拠点会議
		9	8			6	4

（以上出典 社会福祉法人佑啓会）

2. 面的整備（民間）

氏名	年代	種別	SS利用期間	支給	契約	入口	出口	出口支援会議	拠点会議	その後
O	30	知的	1日	○	○	本人の入院前の体調管理（拠点を通じて調整のあったケース）	本人の入院にて終了			
P	20	身体	6日	○	○	親が入院の為				
Q	20	身体	16日	○	○	親が入院の為				
R	20	身体	3日	○	○	親が入院の為				
S	20	身体	4日	○	○	親が入院の為				
T	20	知的	1日	○	○	家族入院の為				
U	20	身体	32日	○	○	親が入院の為				
V	20	身体	1日	○	○	親が入院の為				
W	20	身体	14日	○	○	親が入院の為				
X	20	身体	12日	○	○	親が入院の為				
Y	30	知的	3日	○	○	親が入院の為				
Z	20	身体	4日	○	○	親が入院の為				
A'	30	知的	2日	○	○	親が入院の為				
B'	30	知的	7日	○	○	親が入院の為				
C'	30	知的	3日	○	○	葬儀の為				
D'	30	知的	2日	○	○	親が入院の為				
E'	20	身体	8日	○	○	葬儀の為				
F'	20	知的	2日	○	○	葬儀の為				
G'	30	知的	18日	○	○	在宅で家族が対応できない為				
H'	20	知的	3日	○	○	葬儀の為				

## 基幹相談支援センター・地域生活支援拠点事業 総括

### 事例の傾向

- ・個別相談事例の世帯構成が、7040 から 9060 へと高齢化が進展
- ・引きこもり状態の事例が増加
- ・セルフネグレクトの状態にある事例の対応
- ・重度の障がい（身体・知的・精神）がある方の、単身生活を送るための対応
- ・医療観察法下の事例の対応
- ・緊急ショートステイ利用について、利用者が若年層の場合は虐待や親子間トラブル、壮年層～中年層は親の体調不良によるものが多い

### 地域課題

（住まい）

- ・重度の身体障がいのある方が入居する家賃が高額のため入居が困難
- ・医療的ケアを受けながら生活できる住居の場がない
- ・利用ニーズと合致したグループホームが無いことがある
- ・地域移行を推進するための「体験の機会・場」の充実を図る必要がある

（人材不足）

- ・週末及び夜間帯や、重度障がい者への対応及び医療的ケアを行える介助者が不足している
- ・相談支援専門員が不足している

（連携の仕組み）

- ・7040 から 9060 問題を防ぐため、教育と福祉が連携し、個々に応じた対応が必要
- ・地域生活支援拠点を整備するため、相談支援事業所に対し活用事例や、その方法等の周知を図りながら、拠点会議を活用することが必要

### 課題解決に向けた取組み（案）

- ・支援困難な方などへの対応を行うため、緊急時の迅速かつ確実な相談支援の実施と、相談等の実績の蓄積を行う
- ・障がいのある方の希望するグループホームに入居できるよう、具体的な利用ニーズ（障がい者及び運営事業者）を把握しながら、整備促進を図る
- ・地域移行を図るための「体験の機会・場」の利用について検証を行いながら、積極的な活用が図られるよう協議を行う
- ・重度障がいや医療的ケアを必要とする方に対し専門的な対応を行えるよう、基幹相談支援センターや多機能拠点を中心として、面的整備を図りながら、人材の養成を行う
- ・重度障がい者の支援を行う介助者や、相談支援専門員等の人材の不足を解消するため、実態を把握するとともに、その結果から見えてきた課題を解決するための協議を行う
- ・自立支援協議会等を通じて、8050 などの課題を整理し、その解決に向けた取組みについて引き続き協議を行う
- ・多様なニーズや支援困難な方への対応を図るため、基幹相談支援センター及び多機能拠点に加え、引き続き面的整備を進めながら、複数の機関が関わりながら支援する体制の整備を行う

概要版

# 浦安市 障がい者

誰もが共に支え合い、自分らしく暮らせるまちへ

# 福祉計画

令和3年度～令和5年度



令和3年3月

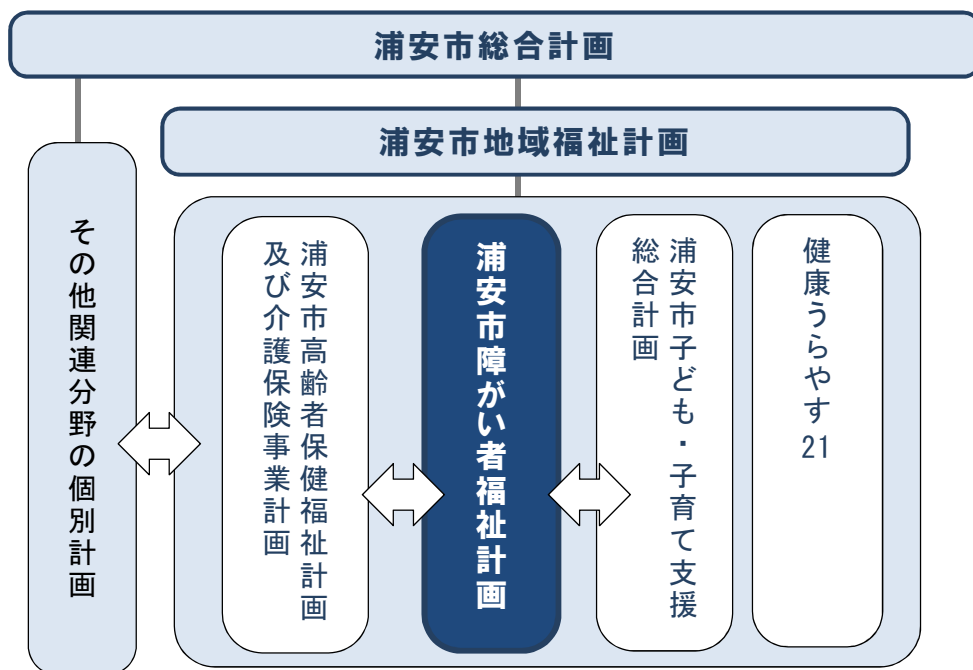
浦安市

## 計画策定の趣旨

市では、令和元年（2019年）に、浦安市総合計画（基本構想・基本計画）を策定し、その中で、将来都市像を「人が輝き躍動するまち・浦安～すべての市民の幸せのために～」と定めたところです。この将来都市像を実現し、障がいのある人もない人も共に支えあい、すべての市民が幸せに暮らすことができるよう、市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための分野別計画として、浦安市障がい者福祉計画（計画期間：令和3年度～令和5年度）を策定します。

## 計画の位置づけ

本計画は、総合計画（基本構想・基本計画）に位置づけられている将来都市像である「人が輝き躍動するまち・浦安～すべての市民の幸せのために～」を実現させるため、分野別計画として策定するもので、他の分野別計画との整合性を図りながら、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するものとしています。



## 計画の期間

本計画は、将来を見据えながら、障がい者施策の方向づけを行う計画です。障がい者計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和8年度（2026年度）までの6年間、障がい福祉計画と障がい児福祉計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3か年計画となります。

# 誰もが共に支え合い、 自分らしく暮らせるまちへ

障がいのある人が住み慣れた地域の中で、  
自分らしく自立して生活を送ることができるよう、  
誰もが共に支え合い、思いやりのあるやさしいまちを目指します

本計画の基本理念の達成に向け、次の3つの視点に立ち、施策を推進します。

### 視点1 固有の尊厳の尊重と多様性に満ちた共生社会の実現

誰もがお互いの存在を認め合い、安心して住み慣れた地域で暮らしていくために、差別や偏見、虐待など、障がいのある人の理不尽な困難を強いている要因を無くすとともに、すべての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、固有の尊厳と権利が守られる共生社会を実現します。

### 視点2 自己決定の尊重、意思決定支援

障がいのある人の希望する生活を送ることができるよう、本人の意思に基づき自己決定ができる環境を整備します。

また、障がいのある人の意思の表明が困難な場合であっても、意思決定を支援するとともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

### 視点3 地域生活を支える総合的、包括的な支援

障がいのある人一人ひとりの性別、年齢、障がいの種類やその状態、生活の状況等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえて、施策を展開します。

障がいのある人やその家族を含めた多様なニーズに対応し、地域での暮らしを適切に支えられるよう、保健・医療・福祉にとどまらず、生活を支える様々な分野との連携を図りながら、総合的、包括的な支援体制を構築します。

## 施策の展開（障がい者計画）

以下の7つの柱の下に、施策を展開します。

### ◇施策の方向1 理解と交流の促進

障がいのある人への差別の解消や合理的配慮の取り組みを推進するとともに、虐待の未然防止や早期発見・早期対応、意思決定支援など、障がいのある人の権利を守るために、総合的に取り組みを進めます。

また、障がいや障がいのある人への理解を促進するため、あらゆる機会を通じて、市民等の交流機会の充実を図ります。

#### 基本施策

- (1) 相互理解の推進
- (2) 担い手となる市民による支援活動の推進
- (3) 交流機会の推進
- (4) 差別の解消・権利擁護等の推進
- (5) 情報アクセシビリティ等の向上と意思疎通支援の充実

### ◇施策の方向2 地域生活支援の充実

市では、令和2年度（2020年度）に東野パティオ内に地域生活支援拠点の一部の機能を有する多機能拠点を整備しました。

今後は、この多機能拠点の周知に努めるとともに、地域において求められる社会資源等について、障がいのある人の意見を十分に聴きながら、地域生活支援拠点の機能強化を図ります。

#### 基本施策

- (1) 地域の相談支援体制の充実
- (2) 在宅福祉サービスの充実
- (3) 福祉用具利用支援の充実
- (4) 日中活動の場の充実
- (5) 地域生活への移行の推進と多様な住まいの場の確保
- (6) 福祉人材の確保・育成支援

### ◇施策の方向3 保健・医療の充実

障がいの要因のひとつでもある疾病を予防するとともに、疾病の早期発見・早期治療をするためには、予防接種や各種健康診査、検診の受診が有効であることから、これらを効果的に提供するとともに、周知・啓発に努めます。

また、重度の障がいのある人も含め、障がいのある人が身近な地域で安心して歯科診療を受けることができるよう、歯科診療体制の整備促進を図ります。

#### 基本施策

- (1) 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見
- (2) 医療・保健・福祉の充実と連携強化

#### ◇施策の方向4 子どもへの支援の充実

地域における療育支援体制の充実に努めるとともに、子ども一人ひとりの個に応じた適切で多様な学びの場の提供や、切れ目のない支援が行える環境の整備を図ります。

##### 基本施策

- (1) 就学前療育・教育の充実
- (2) 就学後療育・教育の充実
- (3) 就学・進学相談の充実
- (4) ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実

#### ◇施策の方向5 雇用・就労支援の推進

障がいのある人の希望と適性に応じた就労ができるよう、企業等へ働きかけを行いながら雇用を促進するとともに、就労相談や就労訓練、就労定着などの地域の就労支援体制の充実に努めます。

また、障がいのある人が継続的に就労できる職場環境を推進するため、雇用主に対し、障がいや障がいのある人への理解を深めることができる取り組みを推進します。

##### 基本施策

- (1) 就労支援体制の充実と障がい者雇用の促進
- (2) 福祉的就労の促進

#### ◇施策の方向6 生活環境の整備

障がいのある人が安心して生活できるよう、災害時における要配慮者の支援体制の充実に努めるとともに、自主防犯活動による地域防犯体制の強化や、公共空間・公共施設等のバリアフリーを推進するなどして、生活環境の向上を図ります。

##### 基本施策

- (1) 安全・安心に暮らすことができる防災体制の強化
- (2) 安全・安心に暮らすことができる防犯体制の強化
- (3) 歩行空間・公共施設等のバリアフリーの推進

#### ◇施策の方向7 自立と社会参加の促進

障がいのある人が身近な地域で、スポーツや文化・芸術活動、余暇活動等に参加できるよう、活動内容の周知・啓発を行うとともに、活動に参加しやすい環境づくりに取り組みます。

加えて、障がいのある人が、希望する活動に参加できるよう、意思疎通支援や外出支援等の充実に努めるなどして、社会参加の促進を図ります。

##### 基本施策

- (1) こころ豊かに過ごすことのできる余暇活動の推進
- (2) 自主的活動の促進



## 成果目標（障がい福祉計画・障がい児福祉計画）

国の基本指針に基づき、以下のように令和5年度末の成果目標を設定します。

### 成果目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	目標値
地域移行者数	6.0%（4人）以上を移行
施設入所者数の削減	57人以下

### 成果目標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標値
協議の場の開催回数	年4回以上
協議の場における目標設定と検証実施	年4回以上実施

### 成果目標3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	目標値
地域生活支援拠点設置個所数	1か所 （面的整備部分の機能強化を図る）
機能検証の実施回数	毎年度、運用状況の検証・検討実施

### 成果目標4 福祉施設から一般就労への移行等

項目	目標値
就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	9人以上（令和元年度実績7人）
一般就労移行者の就労定着支援事業の利用	7割以上が利用する
就労定着支援事業の就労定着率8割以上の事業所	7割以上

### 成果目標5 障がい児支援の提供体制の整備等

項目	目標値
児童発達支援センターの設置	1か所
保育所等訪問支援の実施（事業所数）	3か所
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	3か所
関係機関等が連携を図るための協議の場	設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人配置
ペアレントトレーニング等の受講者数	27人

### 成果目標6 相談支援体制の充実・強化等

項目	活動指標
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	年2件以上実施
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	年3件以上実施
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	年2回以上

### 成果目標7 障害福祉サービス等の質の向上

項目	目標値
障害福祉サービス等に係る研修への市町村職員の参加人数	12人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有（実施回数）	年1回以上



# サービス等の見込量（障がい福祉計画・障がい児福祉計画）

## 1 訪問系サービス

（1か月あたり）

サービス名	単位	令和元年度 (実績値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	実人数	182	185	187	189
	時間数	3,890	3,964	3,998	4,032
重度訪問介護	実人数	6	7	7	7
	時間数	2,185	2,549	2,549	2,549
同行援護	実人数	17	21	23	25
	時間数	189	234	256	278
行動援護	実人数	7	11	13	15
	時間数	425	669	790	912

## 2 日中活動系サービス

（1か月あたり）

サービス名	単位	令和元年度 (実績値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	実人数	173	189	197	205
	延人日	3,344	3,653	3,808	3,963
自立訓練 (機能訓練)	実人数	2	5	8	12
	延人日	33	83	132	198
自立訓練 (生活訓練)	実人数	7	8	9	10
	延人日	91	104	117	130
就労移行支援	実人数	56	57	58	58
	延人日	920	937	953	953
就労継続支援 (A型)	実人数	57	58	58	59
	延人日	1,089	1,108	1,108	1,126
就労継続支援 (B型)	実人数	175	191	199	207
	延人日	2,740	2,991	3,116	3,242
就労定着支援	実人数	18	18	18	19
療養介護	実人数	7	7	7	7
短期入所（福祉型）	実人数	59	79	79	80
	延人日	686	919	919	930
短期入所（医療型）	実人数	1	1	1	1
	延人日	2	2	2	2

## 3 居住系サービス

（1か月あたり）

サービス名	単位	令和元年度 (実績値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	実人数	2	3	3	4
共同生活援助	実人数	76	105	113	121
施設入所支援	実人数	54	59	58	57

## 4 相談支援

（1か月あたり）

サービス名	単位	令和元年度 (実績値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	実人数	208	212	214	216
地域移行支援	実人数	1	3	3	4
地域定着支援	実人数	1	3	3	4

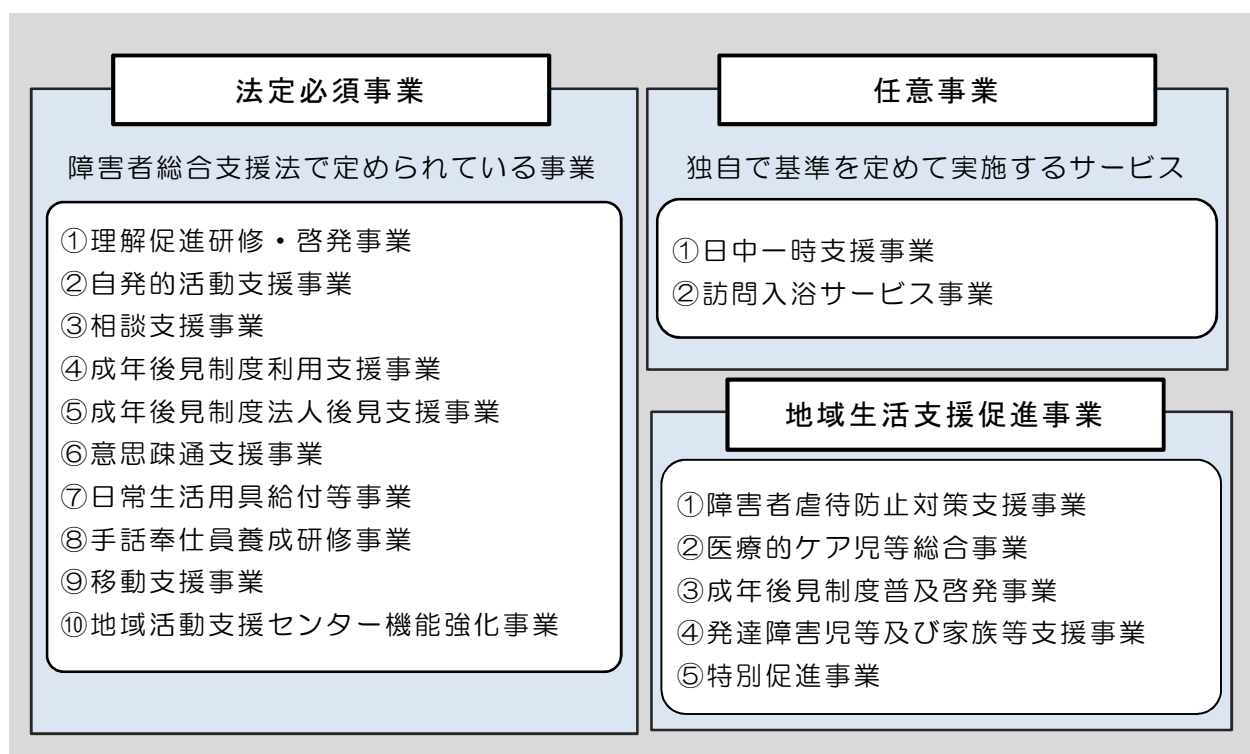
## 5 障がい児支援

(1か月あたり)

サービス名	単位	令和元年度 (実績値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	実人数	158	161	162	164
児童発達支援	実人数	151	154	155	157
	延人日	1,176	1,200	1,207	1,223
医療型児童発達 支援	実人数	0	0	1	2
	延人日	0	0	4	8
放課後等 デイサービス	実人数	251	255	258	260
	延人日	2,334	2,371	2,399	2,418
保育所等訪問支援	実人数	10	10	10	10
	延人日	10	10	10	10
居宅訪問型児童 発達支援	実人数	0	0	1	2
	延人日	0	0	4	8
コーディネーター の配置	実人数	0	0	1	1

## 6 地域生活支援事業

以下の事業を実施します。



浦安市  
障がい者福祉計画  
(令和3年度～令和5年度)  
概要版

発行 令和3年3月  
企画・編集 浦安市福祉部障がい事業課  
〒279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号  
TEL:047-351-1111(代表) FAX:047-355-1294  
メール: shougaijigyou@city.urayasu.lg.jp  
概要版は、市ホームページからもご覧いただけます。